

千葉県

建築基準法施行条例改正経緯一覧

—令和7年3月改訂版—

監著 千葉県特定行政庁連絡協議会

(改訂 千葉県県土整備部都市整備局建築指導課)

建築基準法施行条例改正経緯

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

- ① 昭和三十九年八月一日千葉県条例第四十九号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ② 昭和三十二年八月一日千葉県条例第二十七号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ③ 昭和四十四年七月十日千葉県条例第四十一号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ④ 昭和四十六年三月十五日千葉県条例第十五号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑤ 昭和四十六年七月二十一日千葉県条例第四十五号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑥ 昭和四十七年十月二十日千葉県条例第四十三号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑦ 昭和五十二年十月二十日千葉県条例第四十一号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑧ 昭和六十二年十二月二十一日千葉県条例第三十五号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑨ 平成三年三月七日千葉県条例第二十一号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑩ 平成五年七月十六日千葉県条例第二十八号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑪ 平成七年三月十日千葉県条例第二十五号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑫ 平成十二年三月二十四日千葉県条例第三十九号（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）による改正
- ⑬ 平成十二年七月十四日千葉県条例第四十九号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑭ 平成十二年十二月八日千葉県条例第七十五号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑮ 平成十五年十月十七日千葉県条例第六十一号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑯ 平成十七年十月二十五日千葉県条例第九十七号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑰ 平成十九年三月十六日千葉県条例第二十八号（学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例）による改正
- ⑱ 平成二十七年七月十日千葉県条例第五十一号（建築基準法施行条例の一部を改正する条例）による改正
- ⑲ 平成二十八年三月二十五日千葉県条例第二十四号（建築基準法施行条例の一部

- 部を改正する条例)による改正
- ⑳ 平成二十八年三月二十五日千葉県条例第二十八号(学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例)による改正
- ㉑ 平成二十八年六月二十八日千葉県条例第四十七号(建築基準法施行条例の一部を改正する条例)による改正
- ㉒ 平成三十年三月二十三日千葉県条例第五号(千葉県立都市公園条例等の一部を改正する条例)による改正
- ㉓ 平成三十年十月十九日千葉県条例第五十三号(建築基準法施行条例等の一部を改正する条例)による改正
- ㉔ 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号(建築基準法施行条例の一部を改正する条例)による改正
- ㉕ 令和二年十月二十日千葉県条例第四十二号(建築基準法施行条例の一部を改正する条例)による改正
- ㉖ 令和四年十月二十一日千葉県条例第三十二号(建築基準法施行条例の一部を改正する条例)による改正
- ㉗ 令和六年三月二十二日千葉県条例第二十四号(建築基準法施行条例等の一部を改正する条例)による改正
- ㉘ 令和六年十二月二十四日千葉県条例第四十六号(建築基準法施行条例の一部を改正する条例)による改正

〈凡例〉

- ・ 「」は、改正により改正された部分を示す。
- ・ 「」は、改正により削除された部分を示す。
- ・ 改正がない条項については、「②」のように表示し、それぞれの番号が示す改正以来、改正がないことを示す。

現行

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 かけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係
（第三条の二―第五条）

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 通則（第六条―第十一条）

第二節 学校（第十二条・第十三条）

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十三条の二―第二十二条の三）

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）

第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所（第三十四条―第三十七条）

第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十条）

第七節の二 児童福祉施設等（第四十条の二・第四十一条）

第八節 長屋（第四十二条―第四十三条の二）

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定（第四十六条の二）

第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）

第四章の二 特定区域の特例（第五十条の二―第五十条の四）

第五章 雑則（第五十一条―第五十二条の五）

第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）

附則

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
 施行 昭和三十七年 一月 一日

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 建築物の敷地及び構造（第四条・第五条）

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 通則（第六条―第十一条）

第二節 学校（第十二条・第十三条）

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十四条―第二十二條）

第四節 百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）

第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）

第六節 旅館、ホテル及び下宿（第三十四条―第三十七条）

第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十一条）

第八節 長屋（第四十二条・第四十三条）

第九節 自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）

第四章 雑則（第四十七条・第四十八条）
第五章 罰則（第四十九条・第五十条）
附則

② 改正 昭和四十二年 八月 一日千葉県条例第二十七号
施行 同日

第一章 総則（第一条―第三条の二）
第二章 建築物の敷地及び構造（第四条・第五条）
第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第一節 通則（第六条―第十一条）
第二節 学校（第十二条・第十三条）
第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十四条―第二十二條）
第四節 百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）
第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）
第六節 旅館、ホテル及び下宿（第三十四条―第三十七条）
第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十一条）
第八節 長屋（第四十二条・第四十三条）
第九節 自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）
第四章 雑則（第四十七条・第四十八条）
第五章 罰則（第四十九条・第五十条）
附則

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

第一章 総則（第一条―第三条の二）
第二章 削除（第四条・第五条）
第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第一節 通則（第六条―第十一条）
第二節 学校（第十二条・第十三条）
第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十四条―第二十二條）
第四節 百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）
第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）
第六節 旅館、ホテル及び下宿（第三十四条―第三十七条）
第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十一条）
第八節 長屋（第四十二条・第四十三条）
第九節 自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）
第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）
第五章 雑則（第五十一条・第五十二条）
第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）

附則

⑥ 改正 昭和四十七年 十月二十日千葉県条例第四十三号
施行 同日

- 第一章 総則（第一条―第三条の二）
 - 第二章 がけ附近の建築物の敷地等（第四条・第五条）
 - 第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
 - 第一節 通則（第六条―第十一条）
 - 第二節 学校（第十二条・第十三条）
 - 第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十四条―第二十二條）
 - 第四節 百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）
 - 第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）
 - 第六節 旅館、ホテル及び下宿（第三十四条―第三十七条）
 - 第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十一条）
 - 第八節 長屋（第四十二条・第四十三条）
 - 第九節 自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）
 - 第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）
 - 第五章 雑則（第五十一条・第五十二条）
 - 第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）
- 附則

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係（第三条の二―第五条）
- 第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
 - 第一節 通則（第六条―第十一条）
 - 第二節 学校（第十二条・第十三条）
 - 第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十四条―第二十二條）
 - 第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九條）
 - 第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）
 - 第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所（第三十四条―第三十七条）
 - 第七節 共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等（第三十八条―第四十一条）
 - 第八節 長屋（第四十二条・第四十三条）
 - 第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）
- 第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定（第四十六条の二）
- 第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）

第五章 雑則（第五十一条・第五十二条）
第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）
附則

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号
施行 平成 三年 七月 一日（「第四十三条の二」に改める改正規定
は、公布の日から施行）

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係
（第三条の二―第五条）
第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第一節 通則（第六条―第十一条）
第二節 学校（第十二条・第十三条）
第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十四条―第二十二
十二条）
第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十
九条）
第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）
第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所（第三十四条―第三十七条）
第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十条）
第七節の二 児童福祉施設等（第四十条の二・第四十一条）
第八節 長屋（第四十二条―第四十三条の二）
第九節 倉庫、自動車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）
第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定（第四十六条の二）
第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）
第四章の二 特定区域の特例（第五十条の二―第五十条の四）
第五章 雑則（第五十一条・第五十二条）
第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）
附則

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日（「マーケット」に改める改正規定は、
公布の日から施行）

第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係
（第三条の二―第五条）
第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第一節 通則（第六条―第十一条）
第二節 学校（第十二条・第十三条）
第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十三条の二―
第二十二条の三）

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）

第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所（第三十四条―第三十七条）

第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十条）

第七節の二 児童福祉施設等（第四十条の二・第四十一条）

第八節 長屋（第四十二条―第四十三条の二）

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定（第四十六条の二）

第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）

第四章の二 特定区域の特例（第五十条の二―第五十条の四）

第五章 雑則（第五十一条・第五十二条）

第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）

附則

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 かけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係（第三条の二―第五条）

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 通則（第六条―第十一条）

第二節 学校（第十二条・第十三条）

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十三条の二―第二十二条の三）

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）

第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所（第三十四条―第三十七条）

第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十条）

第七節の二 児童福祉施設等（第四十条の二・第四十一条）

第八節 長屋（第四十二条―第四十三条の二）

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定（第四十六条の二）

第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）

第四章の二 特定区域の特例（第五十条の二―第五十条の四）

第五章 雑則（第五十一条―第五十二条の五）

第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）

附則

第一章 総則

現行

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十条の規定による建築物の指定及び便槽の規制について定めるものとする。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定及び便槽の規制について定めるものとする。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加及び法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び号の指定並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日千葉県条例第二十五号
施行 平成 七年 七月 一日

（趣旨）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び号の指定並びに法第六十八条の九の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

⑫ 改正 平成十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成十六年 四月 一日

（趣旨）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

⑬ 改正 平成十七年 十月二十五日千葉県条例第九十七号
施行 同日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第二項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

⑳ 改正 平成三十年 十月十九日千葉県条例第五十三号

施行 同日

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

現 行

(用語の定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(用語の定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び令の例による。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(用語の定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

現行

(適用区域)

第三条 第五条、第七条、第八条、第十一条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第四十六条の二の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

★ 制定 昭和三十六年十一月十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年一月一日

(適用区域)

第三条 第四条、第六条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十四条の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月一日

(適用区域)

第三条 ~~第四条~~、第六条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十四条の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月一日

(適用区域)

第三条 第五条、第七条、第八条、第十一条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第四十六条の二の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

第二章 かけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関

現 行

(災害危険区域の指定)

第三条の二 法第三十九条第一項の規定により災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

制定

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(災害危険区域の指定)

第三条の二 法第三十九条第一項の規定により災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

参 考

旧**第三条の二** (昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号により削除)

制定

② 改正 昭和四十二年 八月 一日千葉県条例第二十七号

施行 同日

(適用の除外)

第三条の二 この条例は、千葉市の区域には適用しない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

全面改正

(適用の範囲)

第三条の二 この条例の適用を受ける建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学校、幼稚園、保育所、体育館、ボートリング場、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、公衆浴場、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は養老院で、その用途に供する部分の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が百平方メートルをこえるもの

- 二 自動車車庫又は自動車修理工場で、その用途に供する部分の延べ面積が三十平方メートルをこえるもの

- ⑥ 改正 昭和四十七年 十月二十日千葉県条例第四十三号
施行 同日

(適用規模)

第三条の二 この条例の適用を受ける建築物の規模は、次の各号に掲げる建築物について、その用途に供する部分の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が、それぞれ当該各号に定める面積をこえるものとする。

- 一 学校、保育所、体育館、ボーリング場、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、公衆浴場、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は養老院 百平方メートル
- 二 自動車車庫又は自動車修理工場 三十平方メートル

- ⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

第三条の二 削除

※ 本改正により、「第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備」の（適用の範囲）として第六条に移る。

現行

(災害危険区域内の建築物)

第三条の三 災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合においては、当該建築物の居室の窓その他の開口部は、直接がけに面して設けてはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは位置又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事その他の工事の施行状況によりがけの崩壊による被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。

制定

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(災害危険区域内の建築物)

第三条の三 災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合においては、当該建築物の居室の窓その他の開口部は、直接がけに面して設けてはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは位置又は急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事その他の工事の施行状況によりがけの崩壊による被害を受けるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(災害危険区域内の建築物)

第三条の三 災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合においては、当該建築物の居室の窓その他の開口部は、直接がけに面して設けてはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは位置又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事その他の工事の施行状況によりがけの崩壊による被害を受けるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

現行

(がけ付近の建築物の敷地等)

第四条 がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤(風化の著しいものを除く。))以外の土地で高さ二メートルを超えるものをいう。以下同じ。)の上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの一・五倍、がけの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の場所に居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 がけの下に建築物を建築する場合において、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(がけの崩壊による衝撃を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造(がけの崩壊による衝撃に対し破壊を生じないものに限る。)その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な壁等を設置するとき。
 - ロ がけと建築物との間に、がけの崩壊に対して建築物の安全上支障のない塀等が設置されているとき。
 - 二 建築物を建築する場合において、建築物の位置ががけから相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であるとき。
 - 三 建築物を建築する場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。
 - 四 建築物を建築する場合において、がけの形状及び土質により、がけの崩壊のおそれがないとき。
- 二 前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。
 - 一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。
 - 二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるとような排水施設を設けていること。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(擁壁の設置)

- 第五条** 高さが二メートルをこえるがけの上又は下に建築物(第六条に規定する特殊建築物以外の建築物にあつては、知事が土質上危険な区域として指定した区域内に建築するものに限る。)を建築する場合において、次の各号の一に該当するとき
- 一 安全な擁壁を設けなければならない。ただし、建築物の規模若しくは構造又はがけの土質により安全上支障がない場合においては、この限りでない。
 - 二 又はこの下に建築物を建築する場合において、がけの下端からその建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離ががけの高さの一・五倍以内のとき。
 - 三 又はこの下に建築物を建築する場合において、がけの上端からその外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離ががけの高さの一・五倍以内のとき。
- 2 前項の規定により知事が指定した区域内にある高さ四メートルをこえる擁壁は、石積としてはならない。

- ④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

第五条 削除

制定

- ⑥ 改正 昭和四十七年 十月二十日千葉県条例第四十三号
施行 同日

(がけ附近の建築物の敷地等)

第四条

がけ(地表面が水平面に対し三十度をこえる角度をなす硬岩盤(風化の著しいものを除く。))以外の土地で高さ二メートルをこえるものをいう。以下同じ。)の上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの一・五倍、がけの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の場所に前条第一号に掲げる建築物又は住宅を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 がけの下に建築物を建築する場合において、その主要構造部が鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造であり、がけの崩壊に対して安全であると認められるとき、又は構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。
 - 二 がけの上又は下に建築物を建築する場合において、建築物の位置ががけから相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であると認められるとき。
 - 三 がけの上に建築物を建築する場合において、がけ又は既設の擁壁に構造耐力上支障がないと認められるとき。
- 2 前項の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならぬ。
- 一 高さ五メートルをこえる擁壁は、間知石練積み造その他の練積み造以外の構造であること。
 - 二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるといふような排水施設を設けていること。

- ⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(がけ付近の建築物の敷地等)

第四条

がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤(風化の著しいものを除く。))以外の土地で高さ二メートルを超えものをいう。以下同じ。)の上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの一・五倍、がけの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の場所に居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 がけの下に建築物を建築する場合において、その主要構造部が鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造であり、がけの崩壊に対して安全であると認められるとき、又は構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。
- 二 がけの上又は下に建築物を建築する場合において、建築物の位置ががけから相

当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であると認められるとき。

三 建築物を建築する場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき、
四 建築物を建築する場合において、がけの形状及び土質により、がけの崩壊のおそれがないと認められるとき。

2

前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。

一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。
二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるといふような排水施設を設けていること。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(がけ付近の建築物の敷地等)

第四条

がけ(地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤(風化の著しいものを除く。))以外の土地で高さ二メートルを超えるものをいう。以下同じ。)の上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの一・五倍、がけの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の場所に居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 がけの下に建築物を建築する場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(がけの崩壊による衝撃を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造(がけの崩壊による衝撃に対し破壊を生じないものに限る。)その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な壁等を設置するとき。

ロ がけと建築物との間に、がけの崩壊に対して建築物の安全上支障のない塀等が設置されているとき。

二 建築物を建築する場合において、建築物の位置ががけから相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であるとき。

三 建築物を建築する場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。
四 建築物を建築する場合において、がけの形状及び土質により、がけの崩壊のおそれがないとき。

2

前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。

一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。
二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるといふような排水施設を設けていること。

参 考

旧第四条 (昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号により削除)

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
 施行 昭和三十七年 一月 一日

(敷地の路地状の部分)

第四条 法第三十五条に規定する建築物又は自動車車庫若しくは自動車修理工場の敷地が路地状の部分だけで道路(自動車のみの交通の用に供するものを除く。以下同じ。)に接する場合には、その路地状の部分の幅員は、その長さに応じて、次の表に定める数値以上としなければならない。ただし、その敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がない場合においてはこの限りでない。

路地状の部分の長さ (単位メートル)	路地状の部分の幅員 (単位メートル)
十未満	二
十以上二十未満	三
二十以上	四

2 床面積の合計が二百平方メートルをこえる建築物については、前項の表の下欄中「二」とあるのは「三」と、「三」とあるのは「四」とそれぞれ読み替えるものとする。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
 施行 昭和四十六年 四月 一日

第四条 削除

※ 第六条第三号へ、編入される。
 さらに、昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号の改正により、現行の第七条に移る。

現行

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第五条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計。第五十条の三第一項第一号において同じ。)が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

制定

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第五条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならぬ。ただし、当該建築物の敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第五条 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計。第五十条の三第一項第一号において同じ。)が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

※ 昭和三十六年制定当初の第五条は(擁壁の設置)についての条文であり、昭和四十六年三月十五日の改正により第五条は削除となった。その後、昭和五十二年十月の改正により、第五条は(大規模な建築物の敷地と道路との関係)として復活した。

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第一節 通 則

現 行

(適用の範囲)

第六条 この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が当該各号に定める面積を超えるものに限り、適用する。

- 一 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物 百平方メートル(集会場は、三百平方メートル)
- 二 長屋 百平方メートル
- 三 倉庫 五百平方メートル
- 四 自動車車庫 五十平方メートル
- 五 自動車修理工場 三十平方メートル

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(適用の範囲)

第三条の二 この条例の適用を受ける建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学校、幼稚園、保育所、体育館、ボートリング場、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、公衆浴場、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は養老院で、その用途に供する部分の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が百平方メートルをこえるもの
- 二 自動車車庫又は自動車修理工場で、その用途に供する部分の延べ面積が三十平方メートルをこえるもの

⑥ 改正 昭和四十七年 十月二十日千葉県条例第四十三号

施行 同日

(適用規模)

第三条の二 この条例の適用を受ける建築物の規模は、次の各号に掲げる建築物について、その用途に供する部分の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)が、それぞれ当該各号に定める面積をこえるものとする。

- 一 学校、保育所、体育館、ボートリング場、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、公衆浴場、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は養老院 百平方メートル
- 二 自動車車庫又は自動車修理工場 三十平方メートル

制定

- ⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(適用の範囲)

第六条

この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計。以下この章において同じ。)が当該各号に定める面積を超えるものに限り、適用する。

- 一 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物 百平方メートル(公会堂及び集会場は、三百平方メートル)
- 二 長屋 百平方メートル
- 三 倉庫 五百平方メートル
- 四 自動車車庫 五十平方メートル
- 五 自動車修理工場 三十平方メートル

※ 本改正により、「第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備」の(適用の範囲)として**第六条**に新設された。

旧**第六条**は、(敷地と道路との関係)で現行の**第七条**に移る。

- ⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

(適用の範囲)

第六条

この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計。以下この章において同じ。)が当該各号に定める面積を超えるものに限り、適用する。

- 一 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物 百平方メートル(本会堂及び集会場は、三百平方メートル)
- 二 長屋 百平方メートル
- 三 倉庫 五百平方メートル
- 四 自動車車庫 五十平方メートル
- 五 自動車修理工場 三十平方メートル

- ⑮ 改正 平成十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成十六年 四月 一日

(適用の範囲)

第六条

この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計。以下この章において同じ。)が当該各号に定める面積を超えるものに限り、適用する。

- 一 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物 百平方メートル(集会場は、三百平方メートル)

二 長屋 百平方メートル
三 倉庫 五百平方メートル
四 自動車車庫 五十平方メートル
五 自動車修理工場 三十平方メートル

現 行

(敷地と道路との関係)

第七條

前條の特殊建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 一 この條例の規定の施行の時の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
- 二 増築後の床面積の合計がこの條例の規定の施行の時の床面積の合計の一・二倍を超えないとき。
- 三 路地状の部分の幅員が、次の表の上欄に掲げる路地状の部分の長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路地状の部分の幅員の数値以上のとき。

路地状の部分の長さ(単位メートル)	路地状の部分の幅員(単位メートル)
十以内のもの	三
十を超え二十以内のもの	四
二十を超え二十五以内のもの	五
二十五を超えるもの	六

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(敷地と道路との関係)

第六條

学校、体育館、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、マーケット、舞踏場、遊技場、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿、養老院、自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が二十平方メートル以内のものを除く。)又は自動車修理工場の用途に供する建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合において安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 この條例の施行の時の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
- 二 増築後の床面積の合計がこの條例の施行の時の床面積の合計の一・二倍を超えないとき。
- 三 その路地状の部分の幅員が四メートル以上で、かつ、その長さが二十メートル以下のとき。

参 考

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
 施行 昭和三十七年 一月 一日

(敷地の路地状の部分)

第四条 法第三十五条に規定する建築物又は自動車車庫若しくは自動車修理工場の敷地が路地状の部分だけで道路(自動車のみ交通の用に供するものを除く。以下同じ。)に接する場合には、その路地状の部分の幅員は、その長さに応じて、次の表に定める数値以上としなければならない。ただし、その敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がない場合においては、この限りでない。

路地状の部分の長さ (単位メートル)	路地状の部分の幅員 (単位メートル)
十未満	二
十以上二十未満	三
二十以上	四

2 床面積の合計が二百平方メートルをこえる建築物については、前項の表の下欄中「二」とあるのは「三」と、「三」とあるのは「四」とそれぞれ読み替えるものとする。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
 施行 昭和四十六年 四月 一日

第四条 削除

※ 第六条第三号へ、編入される。

② 改正 昭和四十二年 八月 一日千葉県条例第二十七号
 施行 同日

(敷地と道路との関係)

第六条

学校、体育館、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、マーケット、舞踏場、遊技場、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿、養老院、自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が二十平方メートル以内のものを除く。)又は自動車修理工場の用途に供する建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が、自動車車庫にあつては二十平方メートル

以内、自動車修理工場以外のその他のものにあつては百平方メートル以内のものを除く。）は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合において安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 ← ★
- 二 ← ★
- 三 ← ★

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
 施行 昭和四十六年 四月 一日

(敷地と道路との関係)

第六条 学校、体育館、ポーリング場、病院、展示場、百貨店、マーケット、舞踏場、遊技場、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿、養老院、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合又は敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合で、避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 ← ★
- 二 ← ★

三 路地状の部分の幅員が、次の表の上欄に掲げる路地状の部分の長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路地状の部分の幅員の数値以上のとき。

路地状の部分の長さ (単位メートル)	路地状の部分の幅員 (単位メートル)
十未満	三
十以上二十未満	四
二十以上二十五未満	五
二十五以上	六

制定

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
 施行 昭和五十三年 四月 一日

(敷地と道路との関係)

第七条 前条の特殊建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合又は当該建築物の敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 この条例の規定の施行の時の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
- 二 増築後の床面積の合計がこの条例の規定の施行の時の床面積の合計の一・二

倍を超えないとき。

三 路地状の部分の幅員が、次の表の上欄に掲げる路地状の部分の長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路地状の部分の幅員の数値以上のとき。

路地状の部分の長さ (単位メートル)	路地状の部分の幅員 (単位メートル)
十以内のもの	三
十を超え二十以内のもの	四
二十を超え二十五以内のもの	五
二十五を超えるもの	六

参 考

旧第七条 (昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号により削除)

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
 施行 昭和三十七年 一月 一日

(屋根)

第七条 前条に規定する建築物又は診療所(病室を有しないものを除く。)、卸売市場、料理店、キャバレー若しくは工場(床面積の合計が二百平方メートル以内のものを除く。)の用途に供する建築物の屋根は、不燃材料で造り、又はふかかなければならない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
 施行 昭和四十六年 四月 一日

第七条 削除

⑮ 改正 平成十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
 施行 平成十六年 四月 一日

(敷地と道路との関係)

第七条 前条の特殊建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 一 この条例の規定の施行の時の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
- 二 増築後の床面積の合計がこの条例の規定の施行の時の床面積の合計の一・二倍を超えないとき。
- 三 路地状の部分の幅員が、次の表の上欄に掲げる路地状の部分の長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路地状の部分の幅員の数値以上のとき。

路地状の部分の長さ(単位メートル)	路地状の部分の幅員(単位メートル)
十以内のもの	三
十を超え二十以内のもの	四
二十を超え二十五以内のもの	五
二十五を超えるもの	六

現 行

第八条 学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等（政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて道路に次の表に掲げる長さ以上接しなければならぬ。ただし、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計（単位平方メートル）	敷地が道路に接する長さ（単位メートル）
百を超え二百以内のもの	三
二百を超え五百以内のもの	四
五百を超え千以内のもの	五

制定

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

第八 条

学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等（政令第十九条第一項第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する床面積の合計に応じて道路に次の表に掲げる長さ以上接しなければならぬ。ただし、当該建築物の敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

その用途に供する床面積の合計 （単位平方メートル）	敷地が道路に接する長さ （単位メートル）
百を超え二百以内のもの	三
二百を超え五百以内のもの	四
五百を超え千以内のもの	五

⑬ 改正 平成十二年 七月十四日千葉県条例第四十九号

施行 同日

第八 条

学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等（政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する床面積の合計に応じて道路に次の表

に掲げる長さ以上接しなければならぬ。ただし、当該建築物の敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

その用途に供する床面積の合計 (単位平方メートル)	敷地が道路に接する長さ (単位メートル)
百を超え二百以内のもの	三
二百を超え五百以内のもの	四
五百を超え千以内のもの	五

⑮ 改正 平成十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成十六年 四月 一日

第八条 学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等（政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて道路に次の表に掲げる長さ以上接しなければならない。ただし、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積 の合計（単位平方メートル）	敷地が道路に接する長さ (単位メートル)
百を超え二百以内のもの	三
二百を超え五百以内のもの	四
五百を超え千以内のもの	五

参 考

旧第八条（昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号により削除）

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

（居室を三階に設ける場合）

第八条 第六条に規定する建築物で主要構造部が木造であるものの三階に居室を設ける場合には、二以上の階段を設ける等避難上適当な施設を設けなければならない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

第八条 削除

現行
第九条 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年一月一日

(屋外階段)

第九条 第六条に規定する建築物の屋外階段は、木造としてはならない。ただし、物干場その他これに類するものに専用する階段については、この限りでない。

⑦ 改正 昭和五十二年十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年四月一日

第九条 削除

現行
第十条 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年一月一日

(炊事場の構造)

第十条 学校、保育所、病院、診療所、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿又は養老院の用途に供する建築物の炊事場は、外気に面することのできる位置に設け、かつ、その内壁及び天井は、防火構造としなければならない。

② 改正 昭和四十二年八月一日千葉県条例第二十七号
施行 同日

(炊事場の構造)

第十条 学校、保育所、病院、診療所、旅館、ホテル、共同住宅、寄宿舎、下宿又は養老院の用途に供する建築物の炊事場は、外気に面することのできる位置に設け、かつ、その内壁及び天井は、金属板以外の不燃材料又は準不燃材料としなければならない。

④ 改正 昭和四十六年三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年四月一日

第十条 削除

現行

(便所の構造)

第十一条 政令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、児童福祉施設等、診療所、マーケット、ダンスホール、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、共同住宅及び下宿の用途に供する建築物とする。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(便所の構造)

第十一条 令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、診療所、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、共同住宅及び下宿の用途に供する建築物とする。

2 学校、保育所、病院、診療所、キャバレー、ナイトクラブ、旅館、共同住宅、下宿又は養老院の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルをこえる建築物の便所の便槽は、令第三十一条に規定する改良便槽としなければならない。

① 改正 昭和三十九年 八月 一日千葉県条例第四十九号

施行 同日

(便所の構造)

第十一条 令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、保育所、診療所、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、共同住宅、下宿及び養老院の用途に供する建築物とする。

2 ←★

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(便所の構造)

第十一条 政令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、保育所、診療所、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、共同住宅、下宿及び養老院の用途に供する建築物とする。

☞ 学校、保育所、病院、診療所、キャバレー、ナイトクラブ、旅館、共同住宅、下宿又は養老院の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルをこえる建築物の便所の便槽は、令第三十一条に規定する改良便槽としなければならない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(便所の構造)

第十一条 政令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、児童福祉施設等、診療所、マーケット、舞踏場、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、共同住宅及び下宿の用途に供する建築物とする。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(便所の構造)

第十一条 政令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、児童福祉施設等、診療所、マーケット、ダンスホール、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、共同住宅及び下宿の用途に供する建築物とする。

第二節 学校

現 行

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。

③ 改正 昭和四十四年 七月 十日千葉県条例第四十一号

施行 同日

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物において安全上及び防火上支障がないと認められるときは、教室その他児童を収容する室を、四階に設けることができる。

⑤ 改正 昭和四十六年 七月二十一日千葉県条例第四十五号

施行 同日

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物において安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

⑰ 改正 平成 十九年 三月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 十九年 四月 一日

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

⑳ 改正 平成 二十八年 三月二十五日千葉県条例第二十八号
施行 平成 二十八年 四月 一日

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

現 行

(木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離)

第十三条 木造建築物等である校舎(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第三十六条の二第一号(イを除く。))に掲げる技術的基準に適合するものを除く。)の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(避難上有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。)までの距離は、二メートル以上としなければならない。ただし、当該隣地境界線から二メートル未満の距離にある当該校舎の本屋の外壁の部分が準防火性能を有するものである場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(木造校舎と隣地境界線との距離)

第十三条 木造校舎の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、二メートル以上としなければならない。ただし、敷地及び建築物の状況により安全上及び防火上支障がない場合においては、この限りでない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 同日

(木造校舎と隣地境界線との距離)

第十三条 木造校舎の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、二メートル以上としなければならない。ただし、敷地及び建築物の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(木造の校舎と隣地境界線との距離)

第十三条 木造の校舎(準耐火建築物であるものを除く。)の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、二メートル以上としなければならない。ただし、敷地及び建築物の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑭ 改正 平成 十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号

施行 同日

(木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離)

第十三条 木造建築物等である校舎(準耐火建築物であるものを除く。)の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、二メートル以上とし

なければならぬ。ただし、敷地及び建築物の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離)

第十三条 木造建築物等である校舎(耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。)の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(避難上有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。)までの距離は、二メートル以上としなければならぬ。ただし、当該隣地境界線から二メートル未満の距離にある当該校舎の本屋の外壁及び軒裏の部分が防火構造である場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

⑳ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号
施行 同日

(木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離)

第十三条 木造建築物等である校舎(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の二第一号(イを除く。))に掲げる技術的基準に適合するものを除く。)の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線(避難上有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。)までの距離は、二メートル以上としなければならぬ。ただし、当該隣地境界線から二メートル未満の距離にある当該校舎の本屋の外壁の部分^が準防火性能を有するものである場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

現 行

(興行場等の定員)

第十三条の二 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）の定員は、次の各号に掲げる客席の用途に供する部分の使用形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により計算した席数の合計による。

- 一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席を一席として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席ごとにその正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値（その数値に一未満の端数があるときは、その端数を一に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）をもつて当該いす席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 三 ます席を設ける部分については、当該部分にある一のみす席ごとにその床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該ます席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 四 棧敷席を設ける部分については、当該部分として使用される棧敷席の区画ごとにその床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 五 立見席を設ける部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を〇・二平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 六 使用形態が特定できない部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を〇・五平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

制 定

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 平成 六年 一月 一日

(興行場等の定員)

第十三条の二 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）の定員は、次の各号に掲げる客席の用途に供する部分の使用形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により計算した席数の合計による。

- 一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席を一席として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席ごとにその正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値（その数値に一未満の端数があるときは、その端数を一に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）をもつて当該いす席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

- 三 ます席を設ける部分については、当該部分にある一のます席ごととその床面積を○・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該ます席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 四 栈敷席を設ける部分については、当該部分として使用される栈敷席の区画ごととその床面積を○・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合には、当該部分の総席数
- 五 立見席を設ける部分については、当該部分として使用される区画ごととその床面積を○・二平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数
- 六 使用形態が特定できない部分については、当該部分として使用される区画ごととその床面積を○・五平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

現行

(敷地と道路との関係)

第十四条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

興行場等の定員の合計数(単位人)	道路の幅員(単位メートル)
三百以下	四
三百一以上六百以下	五
六百一以上九百以下	六
九百一以上千五百以下	八
千五百一以上	十一

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

興行場等の定員の合計数 (単位人)	道路の幅員(単位メートル)	
	一の道路	他の道路
九百以下	四	四
九百一以上千五百以下	六	四
千五百一以上	八	六

3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(敷地と道路との関係)

第十四条

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「興行場等」という。)

の用途に供する建築物の敷地は、その客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に敷地の外周の長さの五分の一以上が接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がない場合においては、この限りでない。

二百未満	客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)		道路の幅員 (単位メートル)
	主要構造部が木造以外の場合	四	
二百以上四百未満	主要構造部が木造の場合		五
			五
四百以上六百未満			六
			八
六百以上千未満			十一
千以上			

2 興行場等の主要出入口は、前項の道路に面しなければならない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
 施行 昭和五十三年 四月 一日

(敷地と道路との関係)

第十四条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）の用途に供する建築物の敷地は、その客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がない場合においては、この限りでない。

二百以内のもの	客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)		道路の幅員 (単位メートル)
	主要構造部が木造でない場合	四	
二百を超え四百以内のもの	主要構造部が木造の場合		五
			五
四百を超え六百以内のもの			六
			八
六百を超え千以内のもの			十一
千を超えるもの			

2 前項の規定にかかわらず、興業場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物の客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)		道路の幅員(単位メートル)	
六百以内のもの	四	一の道路	他の道路
六百を超え千以内のもの	六	四	四
千を超えるもの	八	六	六

3| 前二項の規定は、当該建築物の敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他の土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、適用しない。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(敷地と道路との関係)

第十四条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「興行場等」という。)の用途に供する建築物の敷地は、その客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	道路の幅員 (単位メートル)	
	二百以内のもの	四
二百を超え六百以内のもの	主要構造部が木造でない場合及び主要構造部が木造であつて準耐火構造の場合	五
	主要構造部が木造であつて準耐火構造でない場合	五
二百を超え四百以内のもの	五	五
四百を超え六百以内のもの	六	六
六百を超え千以内のもの	八	八
千を超えるもの	十一	十一

2 前項
の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物の客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	六百以内のもの	六百を超え千以内のもの	千を超えるもの	道路の幅員(単位メートル)	
				一の道路	他の道路
				八	六
				六	四
				四	四
				六	四

3 前各項の規定は、当該建築物の敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他の土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、適用しない。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
 施行 平成 六年 一月 一日

(敷地と道路との関係)

第十四条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

興行場等の定員の合計数(単位人)	道路の幅員(単位メートル)
三百以下	四
三百一以上六百以下	五
六百一以上九百以下	六
九百一以上千五百以下	八
千五百一以上	十一

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

興行場等の定員の合計数 (単位人)	道路の幅員(単位メートル)	
	一の道路	他の道路
九百以下	四	四
九百一以上千五百以下	六	四
千五百一以上	八	六

3 ← ⑩ (同日施行分)

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
 施行 平成 十六年 四月 一日

(敷地と道路との関係)

第十四条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならぬ。

興行場等の定員の合計数(単位人)	道路の幅員(単位メートル)
三百以下	四
三百一以上六百以下	五
六百一以上九百以下	六
九百一以上千五百以下	八
千五百一以上	十一

2 ←⑩(平成六年一月一日施行分)

3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

現行

(前面空地)

第十五条

興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設けなければならない。

2 前面空地の面積は、 $0 \cdot 1$ 平方メートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。

3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

- 一 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分
- 二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

4 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(前面空地及び側面空地)

第十五条

興行場等は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設け、かつ、その主要客席の側面に沿った空地（以下「側面空地」という。）を両側に設けなければならない。ただし、耐火建築物で避難上支障がない場合においては、側面空地を片側とすることができる。

2 前面空地及び側面空地は、避難上有効に道路に通じていなければならない。

3 前面空地及び側面空地の興行又は幅員は、客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上としなければならない。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	興行又は幅員(単位メートル)
三百未満	一・五
三百以上	右の数値に客席の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上の部分について十平方メートルごとに $0 \cdot 025$ を加えて得た数値

4 興行場等が相互に隣接して側面空地を共用する場合には、当該共用に係る側面空地は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 それぞれの興行場等の客席の用途に供する部分の床面積の合計の和の十分の七を客席の用途に供する部分の床面積の合計とみなして前項の規定により算出した興行又は幅員以上を有すること。
- 二 客席の用途に供する部分の床面積の合計の大なる興行場等について前項の規

- 定により算出した奥行又は幅員以上を有すること。
- 5 側面空地が道、公園、広場その他の空地に接するときは、その道、公園、広場その他の空地を側面空地とみなして第三項の規定を適用する。
 - 6 前面空地及び側面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には主要構造部が耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。
 - 7 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地と、その階における興行場等の主要客席の側面に沿った空間を側面空地とそれぞれみなして第一項から第四項まで及び次条第二号の規定を適用する。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
 施行 昭和五十三年 四月 一日

- （前面空地及び側面空地）
- 第十五条** 興行場等は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設け、かつ、その主要客席の側面に沿った空地（以下「側面空地」という。）を両側に設けなければならない。ただし、耐火建築物で避難上支障がないと認められるときは、側面空地を片側とすることができる。
- 2 前面空地及び側面空地は、避難上有効に道（都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。以下同じ。）に通じていなければならない。
 - 3 前面空地及び側面空地の奥行又は幅員は、客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上としなければならない。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 （単位平方メートル）	奥行又は幅員（単位メートル）
二百以内のもの	一・五
二百を超えるもの	右の数値に客席の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超える部分について十平方メートルごとに〇・〇二五を加えて得た数値

- 4 一 ← ★
- 二 ← ★
- 5 側面空地が道、公園、広場その他の空地に接するときは、その道、公園、広場その他の空地を側面空地とみなして第三項の規定を適用する。
- 6 ← ★
- 7 ← ★

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(前面空地及び側面空地)

第十五条 興行場等は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設け、かつ、その主要客席の側面に沿った空地（以下「側面空地」という。）を両側に設けなければならない。ただし、耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物（政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）で避難上支障がないと認められるときは、側面空地を片側とすることができる。

- 2 ← ⑦
- 3 ← ⑦
- 4 ← ★
- 5 ← ⑦
- 6 前面空地及び側面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が耐火構造又は政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。
- 7 ← ★

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

(前面空地及び側面空地)

第十五条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設け、かつ、その主要客席の側面に沿った空地（以下「側面空地」という。）を両側に設けなければならない。ただし、耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物（政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）で避難上支障がないと認められるときは、側面空地を片側とすることができる。

2 | 前面空地の面積は、○・一平方メートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。

- 3 | 前面空地及び側面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が耐火構造又は政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。
- 4 | 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地とし、その階における興行場等の主要客席の側面に沿った空間を側面空地とそれぞれ組みなして第一項及び第二項の規定を適用する。

- ⑭ 改正 平成十二年 十二月 八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

(前面空地)

第十五条 ← ⑩

- 3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が耐火構造又は政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。
- 4 ← ⑩

- ⑮ 改正 平成二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号
施行 平成二十七年 八月 一日

(前面空地)

第十五条 ← ⑩

- 3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。
- 4 ← ⑩

- ⑯ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号
施行 令和六年 四月 一日

(前面空地)

第十五条 ← ⑩

- 3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。
- 一 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分
- 二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分
- 4 ← ⑩

現 行

(屋外に通ずる出入口等)

第十六条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口は、次の各号に定めるところ

によらなければならない。

- 一 出入口は、避難上有効な位置に二以上設けること。
- 二 出入口は、道（都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四十四条第二項第一号を除き、以下同じ。）又は屋外の通路に面すること。
- 三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 出入口の幅員の合計は、○・八センチメートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、一の建築物の二以上の階に興行場等がある場合で、次条第三号ただし書に規定する構造の直通階段を設けるときは、○・八センチメートルに各階の興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- 2 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅員の合計以上としなければならない。
- 3 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通ずるよう設けなければならない。
- 4 第一項（第二号及び第四号ただし書を除く。）の規定は、興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口」とあるのは「興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないもの」と、同項第一号中「二以上」とあるのは「二（興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該興行場等にその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口であるものがあるときは、二から当該屋外に通ずる出入口であるものの数を控除した数）以上」と読み替えるものとする。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(出入口及び非常口)

第十六条 興行場等の出入口及び非常口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口及び非常口の数は、客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数以上設けること。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)		出入口 の数	非常口 の数
二百未満	主要構造部が耐火構造の場合	一	二
二百未満	主要構造部が耐火構造でない場合	二	三
二百以上四百五十未満		二	二
四百五十以上九百未満		二	三
九百以上		二	四

- 二 出入口は第十四条に規定する道路に、非常口は側面空地に面すること。
- 三 出入口の幅員は、一・二メートル以上とし、非常口の幅員は、一・五メートル以上とすること。
- 四 出入口及び非常口の幅員の合計は、客席の用途に供する部分の床面積十平方メートルにつき三十センチメートル（主要構造部が耐火構造のものについては、二十センチメートル）以上とすること。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
 施行 昭和四十六年 四月 一日

第十六条

- (出入口及び非常口)
- 一 ← ★
 - 二 ← ★
 - 三 出入口及び非常口の幅員は、一・二メートル以上とすること。
 - 四 ← ★

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
 施行 昭和五十三年 四月 一日

第十六条

- (出入口及び非常口)
- 一 ← ★
 - 二 出入口及び非常口の数は、客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数以上設けること。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	出入口の数		非常口の数	
	二百以内のもの	二百を超えるもの	主要構造部が耐火構造の場合	主要構造部が耐火構造でない場合
二百以内	一	二	二	三
二百を超える四百五十以内のもの	二	二	二	二
四百五十を超える九百以内のもの	二	二	三	三
九百を超えるもの	二	二	四	四

- 二 出入口は道に、非常口は側面空地に面すること。
- 三 ← ④
- 四 ← ★

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
 施行 同日

(出入口及び非常口)

第十六条 ←★

一 出入口及び非常口の数は、客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数以上設けること。

客席の用途に供する部分の床面積の合計 (単位 平方メートル)	出入口 の数	非常口 の数	二百以内 のもの	
			主要構造部が耐火構造又は政 令百十五条の二の二第一項第 一号に掲げる技術的基準に適 合する準耐火構造の場合	主要構造部が耐火構造又は政 令百十五条の二の二第一項第 一号に掲げる技術的基準に適 合する準耐火構造でない場合
二百を超え四百五十以内のもの	二	二	一	二
四百五十を超え九百以内のもの	二	三	二	三
九百を超えるもの	二	四	一	三

二 ←⑦
 三 ←④
 四 出入口及び非常口の幅員の合計は、客席の用途に供する部分の床面積十平方メートルにつき三十センチメートル（主要構造部が耐火構造又は政令百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造のものについては、二十センチメートル）以上とすること。

- ⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

全面改正

(屋外に通じる出入口等)

第十六条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通じる出入口は、次の各号に定

めるところによらなければならない。

一 出入口は、避難上有効な位置に二以上設けること。

二 出入口は、道(都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。以下同じ。)又は屋外の通路に面すること。

三 出入口の幅員は、一・二メートル以上とすること。

四 出入口の幅員の合計は、〇・八センチメートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、一の建築物の二以上の階に興行場等がある場合で、次条第三号ただし書に規定する構造の直通階段を設けるときは、〇・八センチメートルに各階の興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。

2| 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅員の合計以上としなければならない。

3| 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通じるよう設けなければならない。

4| 第一項(第二号及び第四号ただし書を除く。)の規定は、興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通じる出入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通じる出入口」とあるのは「興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通じる出入口でないもの」と、同項第一号中「二以上」とあるのは「二(興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該興行場等はその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する建築物の屋外に通じる出入口であるものがあるときは、二から当該屋外に通じる出入口であるものの数を控除した数)以上」と読み替えるものとする。

- ⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(屋外に通じる出入口等)

第十六条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通じる出入口は、次の各号に定

めるところによらなければならない。

一 ← ⑩

二 出入口は、道(都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四十四条第二項第一号を除き、以下同じ。)又は屋外の通路に面すること。

三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。

四 ← ⑩

2 ← ⑩

3 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通ずるよう設けなければならぬ。

4 第一項（第二号及び第四号ただし書を除く。）の規定は、興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口」とあるのは「興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないもの」と、同項第一号中「二以上」とあるのは「二（興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該興行場等はその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口であるものがあるときは、二から当該屋外に通ずる出入口であるものの数を控除した数）以上」と読み替えるものとする。

現 行

(直通階段の配置等)

第十七条 興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 直通階段は、客席の用途に供する部分の出入口又は客用の廊下等の付近に配置し、かつ、当該直通階段の一以上は、主要出入口の付近に配置すること。
- 二 前号の規定により主要出入口の付近に配置された直通階段の幅員の合計は、次号に規定する幅員の合計の二分の一以上であること。
- 三 各階における直通階段の幅員の合計は、〇・八センチメートルにその直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）の興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、直通階段を特別避難階段又は前室若しくはバルコニー付の屋外避難階段としたときは、〇・八センチメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- 四 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- 五 直通階段には、回り段を設けないこと。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(階段)

第十七条

興行場等の客用の直通階段は避難の安全の目的を達するよう出入口又は非常口の附近に設け、かつ、その幅員の合計は、前条第四号に規定する幅員の合計の二分の一以上としなければならない。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 平成 六年 一月 一日

全面改正

(直通階段の配置等)

第十七条

興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 直通階段は、客席の用途に供する部分の出入口又は客用の廊下等の付近に配置し、かつ、当該直通階段の一以上は、主要出入口の付近に配置すること。
- 二 前号の規定により主要出入口の付近に配置された直通階段の幅員の合計は、次号に規定する幅員の合計の二分の一以上であること。
- 三 各階における直通階段の幅員の合計は、〇・八センチメートルにその直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）の興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、直通階段を特別避難階段又は前室若しくはバルコニー付の屋外避難階段としたときは、〇・八センチメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。

- 四 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- 五 直通階段には、回り段を設けないこと。

現 行

(客用の廊下等)

第十八条

興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 廊下の幅員は、興行場等の定員に応じて次の表の数値以上とすること。
- 二 客席の用途に供する部分の出入口の扉は、前号に規定する幅員の二分の一以上を妨げないこと。
- 三 廊下の幅員は、原則として避難する方向に向かつて狭くしないこと。
- 四 廊下は、行き止まり状となる部分の長さを十メートル以下とすること。ただし、行き止まり状の部分の先端付近に避難上有効なバルコニー又はこれに類するものを設けた場合は、この限りでない。
- 五 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。
 - イ 傾斜路とする場合は、こう配を十二分の一以下とすること。
 - ロ 階段状とする場合は、各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十五センチメートル以下、踏面は三十センチメートル以上とすること。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(廊下等)

第十八条

劇場、映画館、演芸場及び観覧場(以下「興行場」という。)の客席の用途に供する部分の両側及び後方には、その床面積の合計に応じて次の表の数値以上の幅員を有し、かつ、互いに連絡する廊下を設けなければならない。ただし、耐火建築物又は簡易耐火建築物で廊下の幅員を同表の数値の一・五倍以上としたときは、側面の廊下を片側とすることができる。

客席の用途に供する部分の床面積の合計(単位平方メートル)	主要出入口に接する廊下の幅員 (単位センチメートル)	その他の廊下の幅員 (単位センチメートル)
二百未満	二百	百二十
二百以上	右の数値に客席の用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の部分について十平方メートルについて一・七を加えて得た数値	同上

2 前項の廊下と客席の用途に供する部分とは、客席の用途に供する部分からの出入口に戸を有する壁によつて区画しなければならない。

3 客席の用途に供する部分から第一項の廊下への出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 その数は、客席の用途に供する部分の床面積の合計に応じて第十六条第一号

の出入口の数と非常口の数との和以上とすること。

二 その幅員は、一・二メートル以上とすること。

三 その幅員の合計は、客席の用途に供する部分の床面積十平方メートルにつき三十センチメートル（主要構造部が耐火構造のものについては二十センチメートル）以上とすること。

四 第一項の廊下又は客席の用途に供する部分内の通路には、段を設けてはならない。

② 改正 昭和四十二年 八月 一日千葉県条例第二十七号

施行 同日

(廊下等)

第十八条 ←★

2 ←★

3 ←★

一 ←★

二 ←★

三 ←★

四 第一項の廊下又は客席の用途に供する部分内の通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する通路（各段のけあげが均一であつて、十八センチメートル以下であるものに限る。）の場合は、この限りでない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(廊下等)

第十八条 ←★

2 興行場の主要出入口が避難階以外の階にある場合で廊下の幅員を前項の規定による数値の一・五倍以上としたときは、その廊下は、第十五条第七項の規定による前面空地及び側面空地を兼ねることができる。

3 第一項の廊下と客席の用途に供する部分とは、**客席の用途に供する部分からの**出入口に戸を有する壁によつて区画しなければならぬ。（←★2項）

4 ←★3項

一 ←★

二 ←★

三 ←★

四 第一項の廊下又は客席の用途に供する部分内の通路には、段を設けてはならない。ただし、用途上やむを得ない段であつて各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげ十五センチメートル以下、踏面三十センチメートル以上であるものを有する廊下又は段床を縦断する通路であつて各段のけあげが均一であり、かつ、十八センチメートル以下である段を有するもの場合は、この限りでない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
 施行 昭和五十三年 四月 一日

第十八条 (廊下等)
 ← ★

客席の用途に供する部分の床面積の合計(単位平方メートル)	二百以内のもの	二百を超えるもの
主要出入口に接する廊下の幅員(単位センチメートル)	二百	右の数値に客席の用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える部分について十平方メートルについて一・七を加えて得た数値
その他の廊下の幅員(単位センチメートル)	百二十	同上



⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
 施行 同日

(廊下等)

第十八条 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（以下「興行場」という。）の客席の用途に供する部分の両側及び後方には、その床面積の合計に応じて次の表の数値以上の幅員を有し、かつ、互いに連絡する廊下を設けなければならない。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物で廊下の幅員を同表の数値の一・五倍以上としたときは、側面の廊下を片側とすることができる。

客席の用途に供する部分の床面積の合計（単位平方メートル）	主要出入口に接する廊下の幅員 （単位センチメートル）	その他の廊下の幅員 （単位センチメートル）
二百以内のもの	二百	百二十
二百を超えるもの	右の数値に客席の用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える部分について十平方メートルについて一・七を加えて得た数値	同右

4 3 2
 ← ← ←
 ④ ④ ④
 ★ ★ ★
 ← ← ←
 ★ ★ ★

三 その幅員の合計は、客席の用途に供する部分の床面積十平方メートルにつき三十センチメートル（主要構造部が耐火構造又は政令百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造のものについては、二十センチメートル）以上とすること。

四 ← ④

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
 施行 平成 六年 一月 一日

全面改正

(客用の廊下等)

第十八条 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 廊下の幅員は、興行場等の定員に応じて次の表の数値以上とすること。

興行場等の定員 (単位人)	主要出入口に接する廊下の幅員 (単位センチメートル)	その他の廊下の幅員 (単位センチメートル)
三百以下	二百	百二十
三百一以上	右の数値に興行場等の定員が三百人を超える部分について百人までごとに十を加えて得た数値	同上

- 二 客席の用途に供する部分の出入口の扉は、前号に規定する幅員の二分の一以上を妨げないこと。
- 三 廊下の幅員は、原則として避難する方向に向かつて狭くしないこと。
- 四 廊下は、行き止まり状となる部分の長さを十メートル以下とすること。ただし、行き止まり状の部分の先端付近に避難上有効なバルコニー又はこれに類するものを設けた場合は、この限りでない。
- 五 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。
 - イ 傾斜路とする場合は、こう配を十二分の一以下とすること。
 - ロ 階段状とする場合は、各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十五センチメートル以下、踏面は三十センチメートル以上とすること。

現 行

(客席の用途に供する部分の出入口)

第十八条の二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口は、当該出入口の設けられた客席の用途に供する部分ごとに次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口の数は、客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて次の表に定める数以上とすること。

客席の用途に供する部分ごとの定員(単位人)	出入口の数
三十以下	一
三十一以上三百以下	二
三百一以上六百以下	三
六百一以上千以下	四
千一以上千五百以下	五
千五百一以上	六

- 二 出入口を二以上設ける場合は、避難上有効に配置すること。
- 三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 出入口の幅員の合計は、〇・八センチメートルに客席の用途に供する部分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

制定

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日 千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

(客席の用途に供する部分の出入口)

第十八条の二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口は、当該出入口の設けられた客席の用途に供する部分ごとに次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口の数は、客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて次の表に定める数以上とすること。

客席の用途に供する部分ごとの定員（単位人）	出入口の数
三十以下	一
三十一以上三百以下	二
三百一以上六百以下	三
六百一以上千以下	四
千一以上千五百以下	五
千五百一以上	六

出入口を

- 二 以上設ける場合は、避難上有効に配置すること。
- 三 出入口の幅員は、一・二メートル以上とすること。
- 四 出入口の幅員の合計は、〇・八センチメートルに客席の用途に供する部分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日 千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(客席の用途に供する部分の出入口)

第十八条の二

- 一 ← ⑩
- 二 ← ⑩
- 三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 ← ⑩

現 行

(客席の構造)

第十八条の三

興行場等の客席の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 いす席については、いすの前後間隔（前席いすの最後部と後席いすの最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）を水平投影距離で三十五センチメートル以上とすること。
- 二 立見席については、立見席以外の客席の後方に配置し、縦通路に面すること。
- 三 立見席の前面及び主階以外にある客席の前面には、高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。
- 四 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が五十センチメートル以上あるときは、当該客席の前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。

制定

⑩

改正

平成

五年

七月十六日千葉県条例第二十八号

施行

平成

六年

一月一日

(客席の構造)

第十八条の三

興行場等の客席の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 いす席については、いすの前後間隔（前席いすの最後部と後席いすの最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）を水平投影距離で三十五センチメートル以上とすること。
- 二 立見席については、立見席以外の客席の後方に配置し、縦通路に面すること。
- 三 立見席の前面及び主階以外にある客席の前面には、高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。
- 四 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が五十センチメートル以上あるときは、当該客席の前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。

現 行

(客席の用途に供する部分の通路の配置等)

第十八条の四

興行場等の客席がいす席の場合の客席の用途に供する部分の通路は、

次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 客席の横列の八席(いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、一センチメートルを増すごとに八席に一席を加えた席数とし、二十席を限度とする。)までごとに両側に縦通路を設けること。ただし、縦通路によつて区分されることとなる客席の横列が四席(いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、二センチメートルを増すごとに四席に一席を加えた席数とし、十席を限度とする。)以下の場合には、客席の片側のみに縦通路を設けることができる。
- 二 縦通路の幅員は、客席がその両側にある場合にあつては八十センチメートル以上、客席がその片側のみにある場合にあつては六十センチメートル以上とすること。
- 三 客席の縦列の二十席までごとに横通路を設け、その幅員は、一メートル以上とすること。
- 四 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、この限りでない。
- 五 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、この限りでない。
- 2 客席の用途に供する部分の両側に幅員が八十センチメートル以上の縦通路を設け、かつ、次の表に定めるところにより、横列の客席数及びいすの前後間隔に応じて、縦列の客席数ごとに客席の用途に供する部分の両側に出入口を設けた場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、横列の客席数は、六十席を超えてはならない。

横列の客席数	いすの前後間隔 (単位センチメートル)	一の出入口を設ける縦列の客席数
八席以下	三十五以上	十五席以下
九席以上十二席以下	四十以上	十席以下
十三席以上二十席以下	五十以上	六席以下
二十一席以上三十席以下	六十以上	四席以下
三十一席以上四十席以下	六十以上	三席以下
四十一席以上六十席以下	六十以上	二席以下

3 興行場等の客席がます席の場合は、当該ます席は、幅員が四十センチメートル以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。

4 通路を傾斜路とする場合は、こう配を十分の一（滑り止め等を設けたときは、八分の一）以下としなければならない。

5 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場合において、階段状の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十八センチメートル以下、踏面は二十六センチメートル以上とすること。

二 通路の高低差が三メートルまでごとに、横通路又は廊下等に連絡するずい道に通じていること。ただし、通路のこう配が五分の一以下の場合には、この限りでない。

制定

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 平成 六年 一月 一日

（客席の用途に供する部分の通路の配置等）

第十八条の四

興行場等の客席がます席の場合の客席の用途に供する部分の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 客席の横列の八席（いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、一センチメートルを増すごとに八席に一席を加えた席数とし、二十席を限度とする。）までごとに両側に縦通路を設けること。ただし、縦通路によって区分されることとなる客席の横列が四席（いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、二センチメートルを増すごとに四席に一席を加えた席数とし、十席を限度とする。）以下の場合には、客席の片側のみに縦通路を設けることができる。
- 二 縦通路の幅員は、客席がその両側にある場合にあつては八十センチメートル以上、客席がその片側のみにある場合にあつては六十センチメートル以上とする。
- 三 客席の縦列の二十席までごとに横通路を設け、その幅員は、一メートル以上とする。
- 四 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下であつて、用途上又は構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がないときは、この限りでない。
- 五 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下であつて、用途上又は構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がないときは、この限りでない。
- 2 客席の用途に供する部分の両側に幅員が八十センチメートル以上の縦通路を設け、かつ、次の表に定めるところにより、横列の客席数及びいすの前後間隔に応じて、縦列の客席数ごとに客席の用途に供する部分の両側に出入口を設けた場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、横列の客席数は、六十席を超えてはならない。

横列の客席数	いすの前後間隔 (単位センチメートル)	一の出入口を設ける縦列の客席数
八席以下	三十五以上	十五席以下
九席以上十二席以下	四十以上	十席以下
十三席以上二十席以下	五十以上	六席以下
二十一席以上三十席以下	六十以上	四席以下
三十一席以上四十席以下	六十以上	三席以下
四十一席以上六十席以下	六十以上	二席以下

- 3 興行場等の客席がます席の場合は、当該ます席は、幅員が四十センチメートル以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。
- 4 通路を傾斜路とする場合は、こう配を十分の一（滑り止め等を設けたときは、八分の一）以下としなければならない。
- 5 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場合において、階段状の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十八センチメートル以下、踏面は二十六センチメートル以上とすること。
 - 二 通路の高低差が三メートルまでごとに、横通路又は廊下等に連絡するずい道に通じていること。ただし、通路のこう配が五分の一以下の場合には、この限りでない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
 施行 平成 十六年 四月 一日

(客席の用途に供する部分の通路の配置等)
第十八条の四 ← ⑩

- 一 ← ⑩
- 二 ← ⑩
- 三 ← ⑩
- 四 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、この限りでない。
- 五 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、この限りでない。

3 2
 ← ⑩
 ← ⑩

二 一 5 4
← ←
← ← ⑩ ⑩
⑩ ⑩

現行
第十九条 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(喫煙所)

第十九条 興行場は、適当な位置に喫煙所を設けなければならない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(喫煙所)

第十九条 興行場には、前条の規定による廊下の幅員を有効に保持できる位置に喫煙所を設けなければならない。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

(喫煙所)

第十九条 劇場、映画館、演芸場及び観覧場（次条において「興行場」という。）には、第十八条の規定による廊下の幅員を有効に保持できる位置に喫煙所を設けなければならない。

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日千葉県条例第二十五号
施行 平成 七年 七月 一日

第十九条 削除

現行
第二十条 削除

- ★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(便所)

第二十条

興行場の便所は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 男子用の便所と女子用の便所を区画して設けること。
- 二 便器の総数は、客席の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以下の部分については十五平方メートル、三百平方メートルをこえ六百平方メートル以下の部分については二十平方メートル、六百平方メートルをこえ九百平方メートル以下の部分については三十平方メートル、九百平方メートルをこえる部分については六十平方メートルごとにそれぞれ便器一つを増すこととして算定した数とすること。
- 三 男子用便器の総数と女子用便器の総数は、ほぼ同数とすること。ただし、興行場の種類、規模又は用途によりこれにより難い場合は、この限りでない。
- 四 男子用小便器五ごとに男子用大便器一を設けること。

④ 改正

昭和四十六年 三月十五日 千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(便所)

第二十条

← ★

- 一 ← ★
- 二 便器の総数は、客席の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以下の部分については十五平方メートル、三百平方メートルをこえ六百平方メートル以下の部分については二十平方メートル、六百平方メートルをこえ九百平方メートル以下の部分については三十平方メートル、九百平方メートルをこえる部分については六十平方メートルごとにそれぞれ便器一つを増すこととして累計した数とすること。

- 三 ← ★
- 四 ← ★

⑦ 改正

昭和五十二年 十月二十日 千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(便所)

第二十条

← ★

- 一 ← ★
- 二 便器の総数は、客席の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以下の部分については十五平方メートル、三百平方メートルを超え六百平方メ

一 トル以下の部分については二十平方メートル、六百平方メートルを超え九百平方メートル以下の部分については三十平方メートル、九百平方メートルを超える部分については六十平方メートルごとにそれぞれ便器一つを増すこととして累計した数以上とすること。ただし、興業場の種類又は用途により、衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

三 男子用便器の総数と女子用便器の総数は、ほぼ同数とすること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

四 男子用小便器五ごとに男子用大便器一以上を設けること。

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日 千葉県条例第二十五号
施行 平成 七年 七月 一日

第二十条 削除

現行

第二十一条 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(換気設備)

第二十一条 興行場の客席の用途に供する部分には、動力換気設備を設けなければならない。ただし、客席の用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートル未満のもの（地下にあるものを除く。）については、動力換気設備に代えて適当な自然換気設備を設けることができる。

2 前項の動力換気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 客席の用途に供する部分の床面積一平方メートルについて毎時七十五立方メートル（温湿度調整装置を有するものにあつては、二十五立方メートル）以上の清浄な外気を供給できるものであること。
- 二 動力換気設備の外気の取入口は、地上三メートル以上の場所に設けること。
- 三 換気用風道は、不燃性の構造とし、防火上必要な位置に防火ダンパーを設けること。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

第二十一条 削除

現 行

(客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画)

第二十二條 定員が三百人を超える興行場等は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分（当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。）と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(客席部と舞台部との区画)

第二十二條 客席の用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえる興行場は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏にまで達する耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火戸を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

① 改正 昭和三十九年 八月 一日千葉県条例第四十九号

施行 同日

(客席部と舞台部との区画)

第二十二條 ←★

2| 客席の用途に供する部分の床面積の合計が九百平方メートルをこえる興行場については、前項の開口部には、自閉甲種防火戸又はこれと同等以上と認められる防火設備を設けなければならない。

3| 映画館又は観覧場で防火上支障がないと認められるものについては、前二項の規定を適用しない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(客席部と舞台部との区画)

第二十二條 客席の用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえる興行場は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏にまで達する耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火戸又は防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

2 ← ①

- ⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(客席部と舞台部との区画)

第二十二條 客席の用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える興行場は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏にまで達する耐火構造又は準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火戸又は防災幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

- 2 客席の用途に供する部分の床面積の合計が九百平方メートルを超える興行場については、前項の開口部には、自閉甲種防火戸又はこれと同等以上と認められる防火設備を設けなければならない。
- 3 映画館又は観覧場で防火上支障がないと認められるものについては、前各項の規定を適用しない。

- ⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

(客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画)

第二十二條 定員が三百人を超える興行場等は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する耐火構造又は準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火戸又は防災幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

- 2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する耐火構造又は政令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖する構造の甲種防火戸、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上と認められる防火設備を設けなければならない。
- 3 ← ⑩ (同日施行分)

- ⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

(客席の用途の供する部分と舞台の用途に供する部分との区画)

第二十二條 定員が三百人を超える興行場等は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する耐火構造又は準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火戸又は防災幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

- 2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する耐火構造又は政令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する耐火

- 火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上と認められる防火設備を設けなければならない。
- 3 ←⑩（同日施行分）

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

（客席の用途の供する部分と舞台の用途に供する部分との区画）

- 第二十二條** 定員が三百人を超える興行場等は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分（当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。）と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

- 2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する政令第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。

§ 映画館又は観覧場を防火上支障がないと認められるものについては、前各項の規定を適用しない。

⑯ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号
施行 平成 二十七年 八月 一日

（客席の用途の供する部分と舞台の用途に供する部分との区画）

第二十二條 ←⑮

- 2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。

現行

(主階が避難階以外の階にある興行場等の構造)

第二十二條の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物(法第二十七條第一項の規定に適合するもの(政令第十條第二号に掲げる基準に適合するものに限る。))を除く。)は、耐火建築物としなければならない。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものについては、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、政令第九條の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

3 第一項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第十二條第十九項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

制定

改正 平成 五年 七月十六日 千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

(主階が避難階以外の階にある興行場の構造)

第二十二條の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。

2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを耐火構造又は政令第十五條の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第十二條第十四項(第三号を除く。)に定める甲種防火戸を設けなければならない。

改正 平成十二年十二月 八日 千葉県条例第七十五号
施行 同日

(主階が避難階以外の階にある興行場の構造)

第二十二條の二 ←^⑩

2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを耐火構造又は政令第十五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第十二條第十四項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

改正 平成 二十七年 七月 十日 千葉県条例第五十一号
施行 平成 二十七年 八月 一日

(主階が避難階以外の階にある興行場の構造)

第二十二條の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物(法第二十七條第一項の規定に適合するもの(政令第十條第二号に掲げる基準に適

合するものに限る。)を除く。)は、耐火建築物としなければならない。

- 2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二条第十四項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

②④ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号
施行 同日

(主階が避難階以外の階にある興行場等の構造)

第二十二條の二

主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物(法第二十七条第一項の規定に適合するもの(政令第百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限る。))を除く。)は、耐火建築物としなければならない。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものについては、この限りでない。

- 2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

②⑤ 改正 令和二年十月二十日千葉県条例第四十二号
施行 同日

第二十二條の二

←②④

(主階が避難階以外の階にある興行場等の構造)

- 2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

②⑦ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号
施行 令和六年 四月 一日

第二十二條の二

←②④

- 2 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

- 3 第一項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

現 行

(興行場等に係る規定の適用除外)

第二十二條の三 この節の規定は、知事が興行場等の用途に供する建築物の位置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、適用しない。

制定

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 平成 六年 一月 一日

(興行場等に係る規定の適用除外)

第二十二條の三 この節の規定は、特定行政庁が興行場等の用途に供する建築物の位置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるものについては、適用しない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(興行場等に係る規定の適用除外)

第二十二條の三 この節の規定は、知事が興行場等の用途に供する建築物の位置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、適用しない。

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット

現行

(敷地と道路との関係)

第二十三条 物品販売業を営む店舗及び百貨店(以下「物品販売業を営む店舗等」という。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものの敷地は、当該床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならぬ。

その用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)		道路の幅員 (単位メートル)	
五百を超え千以内のもの		五	
千を超え二千以内のもの		六	
二千を超え三千以内のもの		八	
三千を超えるもの		十	

2 前項の規定にかかわらず、物品販売業を営む店舗等の用途に供する当該建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物のその用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならぬ。

その用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	道路の幅員 (単位メートル)	
	一の道路	他の道路
五百を超え千以内のもの	四	四
千を超え二千以内のもの	五	四
二千を超え三千以内のもの	六	五
三千を超えるもの	八	六

3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
 施行 昭和三十七年 一月 一日

(百貨店の敷地と道路との関係)

第二十三条 百貨店でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの敷地は、二方面以上道路に接しなければならない。ただし、敷地の外周の長さの三分の一以上が道路に接している場合においては、この限りでない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
 施行 昭和五十三年 四月 一日

全面改正

(敷地と道路との関係)

第二十三条 物品販売業を営む店舗及び百貨店(以下「物品販売業を営む店舗等」という。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものの敷地は、当該床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

その用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	道路の幅員 (単位メートル)
五百を超え千以内のもの	五
千を超え二千以内のもの	六
二千を超え三千以内のもの	八
三千を超えるもの	十

2| 前項の規定にかかわらず、物品販売業を営む店舗等の用途に供する当該建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物のその用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

その用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	道路の幅員 (単位メートル)	
	一の道路	他の道路
五百を超え千以内のもの	四	四
千を超え二千以内のもの	五	四
二千を超え三千以内のもの	六	五
三千を超えるもの	八	六

3| 前二項の規定は、当該建築物の敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合そ

の他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるときは、適用しない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日 千葉県条例第六十一号
 施行 平成 十六年 四月 一日

(敷地と道路との関係)

第二十三条 物品販売業を営む店舗及び百貨店(以下「物品販売業を営む店舗等」という。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものの敷地は、当該床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

その用途に供する部分の床面積の合計 (単位平方メートル)	道路の幅員 (単位メートル)
五百を超え千以内のもの	五
千を超え二千以内のもの	六
二千を超え三千以内のもの	八
三千を超えるもの	十

2 ← ⑦

3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況
 その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用
 しない。

現 行

(物品販売業を営む店舗等の前面空地)

第二十四条 物品販売業を営む店舗等で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、その敷地内に幅員が主要出入口の幅員の二倍以上で、かつ、奥行が二メートル(その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものは、奥行が三メートル)以上の前面空地を設けなければならない。

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。

一 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分

二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(百貨店の前面空地)

第二十四条 百貨店は、その敷地内に、幅員が主要出入口の二倍以上で、かつ、奥行が三メートル以上の前面空地を設けなければならない。

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が耐火構造の建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(物品販売業を営む店舗等の前面空地)

第二十四条 物品販売業を営む店舗等で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、その敷地内に幅員が主要出入口の幅員の二倍以上で、かつ、奥行が二メートル(その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものは、奥行が三メートル)以上の前面空地を設けなければならない。

2 ←★

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(物品販売業を営む店舗等の前面空地)

第二十四条 ←⑦

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が耐火構造又は政令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準

耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

（物品販売業を営む店舗等の前面空地）

第二十四条 ← ⑦

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

⑮ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号
施行 平成 二十七年 八月 一日

（物品販売業を営む店舗等の前面空地）

第二十四条 ← ⑦

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

⑯ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号
施行 令和六年 四月 一日

（物品販売業を営む店舗等の前面空地）

第二十四条 ← ⑦

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

一 特定主要構造部が法第二十九条の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当する建築物の部分

二 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

現 行

(物品販売業を営む店舗等の主要出入口)

第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超えるものにあつては三メートル以上としなければならない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(百貨店の主要出入口)

第二十五条 百貨店の主要出入口は、道路に面し、かつ、その幅員は、三メートル以上としなければならない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

全面改正

(物品販売業を営む店舗等の主要出入口)

第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超えるものにあつては三メートル以上としなければならない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(物品販売業を営む店舗等の主要出入口)

第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超えるものにあつては三メートル以上としなければならない。

現行

(物品販売業を営む店舗等の通路)

第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。

売場の用途に供する部分の床面積 (単位平方メートル)		幅員 (単位メートル)	
地上階	五百を超え千以内のもの	一・六	
	千を超えるもの	二・四	
地階	五百を超えるもの		
		二・四	

2 飲食店又は物品販売業の用途に供する建築物の一の階において、共用通路に面して固定された壁でそれぞれ独立して区画された飲食店又は物品販売業を営む店舗が集合する場合は、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する部分(集合する各店舗の面する共用通路の部分を含む。)のそれぞれの床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物のその階の共用通路の幅員は、両側に店舗の客用の出入口を有する共用通路にあつては三メートル以上、その他の共用通路(通常客が通行しないもの及び便所、喫煙所等の専用)のものを除く。)にあつては二

制定

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(物品販売業を営む店舗等の通路)

第二十六条の二

物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。

売場の用途に供する部分の床面積 (単位平方メートル)		幅員 (単位メートル)	
地上階	五百を超え千以内のもの	一・六	
	千を超えるもの	二・四	
地階	五百を超えるもの		
		二・四	

2 飲食店又は物品販売業の用途に供する建築物の一の階において、共用通路に面して固定された壁でそれぞれ独立して区画された飲食店又は物品販売業を営む店

舗が集合する場合は、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する部分（集合する各店舗の面する共用通路の部分を含む。）のそれぞれの床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物のその階の共用通路の幅員は、両側に店舗を有する共用通路にあつては三メートル以上、その他の共用通路にあつては二メートル以上としなければならない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

第二十六条 ← ⑦
(物品販売業を営む店舗等の通路)

2 飲食店又は物品販売業の用途に供する建築物の一の階において、共用通路に面して固定された壁でそれぞれ独立して区画された飲食店又は物品販売業を営む店舗が集合する場合は、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する部分（集合する各店舗の面する共用通路の部分を含む。）のそれぞれの床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物のその階の共用通路の幅員は、両側に店舗の客用の出入口を有する共用通路にあつては三メートル以上、その他の共用通路（通常客が通行しないもの及び便所、喫煙所等の専用のもを除く。）にあつては二メートル以上としなければならない。

参 考

旧第二十六条 (平成十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号により削除)

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(百貨店の天井)

第二十六条 百貨店の一階以外の売場の天井は、吹抜けとしてはならない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

全面改正

(物品販売業を営む店舗等の天井)

第二十六条 物品販売業を営む店舗等での用途に供する部分の床面積の合計が平方メートルを超えるものの一階以外の売場の天井は、吹抜けとしてはならない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

第二十六条 削除

現行

(マーケットの出入口及び通路)

第二十七条 マーケットの客用の出入口及び屋内の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口及び屋内の通路の幅員は、三メートル以上とすること。
- 二 出入口は、避難上有効な位置に二つ以上設けること。
- 三 出入口は、道又は道に通じている空地（幅員が出入口の幅員より大きいものに限る。）に面すること。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(マーケットの出入口及び通路)

第二十七条 マーケットの客用の出入口及び屋内の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口及び屋内の通路の幅員は、三メートル以上とすること。
- 二 出入口は、避難上有効な位置に二つ以上設けること。
- 三 出入口は、道路又は道路に通じている空地（幅員が出入口の幅員より大きいものに限る。）に面すること。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日 千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(マーケットの出入口及び通路)

第二十七条 ←★

- 一 ←★
- 二 ←★
- 三 出入口は、道又は道に通じている空地（幅員が出入口の幅員より大きいものに限る。）に面すること。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日 千葉県条例第二十八号

施行 同日

(マーケットの出入口及び通路)

第二十七条 マーケットの客用の出入口及び屋内の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 ←★
- 二 ←★
- 三 ←⑦

現行
第二十八条 削除

- ★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(木造マーケットの制限)

第二十八条 木造マーケットの売場は、一階に設け、かつ、その部分には二階を設けてはならない。

- ⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(木造のマーケットの制限)

第二十八条 木造のマーケット(準耐火建築物であるものを除く。)の売場は、一階に設け、かつ、その部分には二階を設けてはならない。

- ⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

(木造建築物等であるマーケットの制限)

第二十八条 木造建築物等であるマーケット(準耐火建築物であるものを除く。)の売場は、一階に設け、かつ、その部分には二階を設けてはならない。

- ⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

第二十八条 削除

現行
第二十九条 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(客用便所)

第二十九条

百貨店又はマーケットには、客用の便所を設けなければならない。

2 前項の便所には、百貨店又はマーケットの用途に供する部分の床面積五十平方メートルごとに一以上の便器を備えなければならない。

① 改正 昭和三十九年 八月 一日千葉県条例第四十九号

施行 同日

(客用便所)

第二十九条 ★

2 前項の便所は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 男子用の便所と女子用の便所を区画して設けること。

二 便器の総数は、百貨店又はマーケットの売場の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の部分については五十平方メートル、五百平方メートルをこえ千平方メートル以下の部分については七十平方メートル、千平方メートルをこえ三千平方メートル以下の部分については百平方メートル、三千平方メートルをこえ一万平方メートル以下の部分については二百平方メートル、一万平方メートルをこえる部分については三百平方メートルごとにそれぞれ便器一つを増すこととして算定した数とすること。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(客用便所)

第二十九条 ★

2 ← ①

一 ← ①

二 便器の総数は、百貨店又はマーケットの売場の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の部分については五十平方メートル、五百平方メートルをこえ二千平方メートル以下の部分については百平方メートル、二千平方メートルをこえ一万平方メートル以下の部分については二百平方メートル、一万平方メートルをこえる部分については三百平方メートルごとにそれぞれ便器一つを増すこととして累計した数とすること。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(客用便所)

第二十九条 ←★

2 ←①

一 ←①

二 便器の総数は、百貨店又はマーケットの売場の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の部分については五十平方メートル、五百平方メートルを超え二千平方メートル以下の部分については百平方メートル、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下の部分については二百平方メートル、一万平方メートルを超え三百万平方メートル以上とする部分については三百平方メートルごとにそれぞれ便器一つを増すこととして累計した数以上とすること。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(客用便所)

第二十九条 百貨店又はマーケットには、客用の便所を設けなければならない。

2 ←①

一 ←①

二 便器の総数は、百貨店又はマーケットの売場の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の部分については五十平方メートル、五百平方メートルを超え二千平方メートル以下の部分については百平方メートル、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下の部分については二百平方メートル、一万平方メートルを超え三百万平方メートル以上とする部分については三百平方メートルごとにそれぞれ便器一つを増すこととして累計した数以上とすること。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

第二十九条 削除

第五節 公衆浴場

現 行

(ボイラー室等の区画等)

第三十条 公衆浴場のボイラー室等（公衆浴場の浴室に給湯するために火を使用する室等をいう。）は、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するとともに、当該公衆浴場の主要構造部のうち当該区画内にある柱及びはりは、耐火構造としなければならない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(主要構造部)

第三十条 公衆浴場の浴室に供する部分を二階以上に設ける建築物は、その主要構造部を耐火構造としなければならない。

2 公衆浴場の浴室の直上に階を設ける建築物は、その主要構造部を耐水材料で造らなければならない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(主要構造部)

第三十条 ←★

公衆浴場の浴室の直上に階を設ける建築物は、その主要構造部を耐水材料で造らなければならない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

全面改正

(ボイラー室等の区画等)

第三十条 公衆浴場のボイラー室等（公衆浴場の浴室に給湯するために火を使用する室等をいう。）は、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するとともに、当該公衆浴場の主要構造部のうち当該区画内にある柱及びはりは、耐火構造としなければならない。

現行
第三十一条 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年一月一日

(火たき場)

第三十一条 公衆浴場の火たき場は、主要構造部を耐火構造とし、開口部には甲種防火戸を設けなければならない。

⑭ 改正 平成十二年十二月八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

(火たき場)

第三十一条 公衆浴場の火たき場は、主要構造部を耐火構造とし、開口部には特定防火設備を設けなければならない。

⑮ 改正 平成十五年十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成十六年四月一日

第三十一条 削除

現 行

(火消場等)

第三十二条 浴室に給湯するために薪等を燃料として使用する公衆浴場には、その周壁を耐火構造とし、かつ、不燃材料で造つたふたを備えた火消場及び灰捨場を設けなければならない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(火消場等)

第三十二条 公衆浴場には、その周壁を耐火構造とし、かつ、不燃材料で造つたふたを備えた火消場及び灰捨場を設けなければならない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(火消場等)

第三十二条 浴室に給湯するために薪等を燃料として使用する公衆浴場には、その周壁を耐火構造とし、かつ、不燃材料で造つたふたを備えた火消場及び灰捨場を設けなければならない。

現 行

第三十三條 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年一月一日

(煙突)

第三十三條 公衆浴場の煙突は、その高さを地盤面から二十三メートル以上としなければならぬ。ただし、敷地、周囲の状況等により防火上及び衛生上支障がない場合においては、十五メートル以上とすることができる。

⑦ 改正 昭和五十二年十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年四月一日

第三十三條 削除

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所

現 行

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四条 旅館又はホテルの用途に供する建築物（法第二十七条第一項の規定に適合するもの（政令第一百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。

2 前項の規定の適用については、政令第九号の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四条 二階を旅館又はホテルの用途に供する建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルをこえるものは、耐火建築物としなければならない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四条 **上階**を旅館又はホテルの用途に供する建築物で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルをこえるものは、耐火建築物としなければならない。

⑮ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号

施行 平成 二十七年 八月 一日

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四条 旅館又はホテルの用途に供する建築物（法第二十七条第一項の規定に適合するもの（政令第一百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。

⑰ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号

施行 令和六年 四月 一日

第三十四条 ← ⑮

2 前項の規定の適用については、政令第九号の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

現行
第三十五条 削除

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(外壁等の構造)

第三十五条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル又は下宿の用途に供する木造の二階建の建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(外壁等の構造)

第三十五条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)の用途に供する木造の二階建の建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(外壁等の構造)

第三十五条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)の用途に供する木造の二階建の建築物(準耐火建築物を除く。)で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

(外壁等の構造)

第三十五条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)の用途に供する二階建ての

木造建築物等（準耐火建築物を除く。）で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- ⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

（外壁等の構造）

第三十五条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所（患者の収容施設のあるものに限る。以下同じ。）の用途に供する二階建ての木造建築物等（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- ⑯ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号
施行 平成 二十七年 八月 一日

（外壁等の構造）

第三十五条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する二階建ての木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七條第一項の規定に適合するもの（特定避難時間が三十分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- ⑳ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号
施行 同日

第三十五条 削除

現 行

(階段)

第三十六条

旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、政令第百二十一条第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 けあげは、二十センチメートル以下とし、踏面は、二十四センチメートル以上とすること。
- 二 階段及び踊場の幅は、一・二メートル（屋外に設けるものにあつては、〇・九メートル）以上とすること。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(階段)

第三十六条

旅館、ホテル又は下宿の用途に供する建築物の避難階以外の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートル（主要構造部が耐火構造のもの又は不燃材料で造られているものにあつては二百平方メートル）をこえるものは、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

2

- 一 けあげは、二十センチメートル以下とし、踏みづらは、二十四センチメートル以上とすること。
- 二 階段及び踊り場の幅は、一・二メートル以上とすること。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(階段)

第三十六条

旅館、ホテル又は下宿の用途に供する建築物において、政令第百二十一条第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 けあげは、二十センチメートル以下とし、踏面は、二十四センチメートル以上とすること。
- 二 階段及び踊場の幅は、一・二メートル以上とすること。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

第三十六条

旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、政令第百二十一条第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 ← ④
- 二 階段及び踊場の幅は、一・二メートル（屋外に設けるものにあつては、〇・

九メートル以上とすること。

現 行

(廊下の幅)

第三十七条 旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下にあつては一・六メートル以上、片側にのみ居室がある廊下にあつては一・二メートル以上としなければならない。ただし、二以下の居室（附室の部分を除いた床面積の合計が三十平方メートル以下の場合に限る。）及び浴室、便所、納戸その他これらに類するものの専用の廊下の幅は、七十五センチメートル以上とすることができる。

★ 制定 昭和 三十六年 十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和 三十七年 一月 一日

(廊下の幅)

第三十七条 旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下にあつては一・六メートル以上、片側にのみ居室がある廊下にあつては一・二メートル以上としなければならない。ただし、二以下の居室（附室の部分を除いた床面積の合計が三十平方メートル以下の場合に限る。）及び浴室、便所、納戸その他これらに類するものの専用の廊下の幅は、七十五センチメートル以上とすることができる。

第七節 共同住宅及び寄宿舎

現 行

(設置禁止の場所)

第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。

- 一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分(特定主要構造部が法第二条第九号のニイ(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く。)の上階
- 二 高架の工作物内

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(設置禁止の場所)

第三十八条

共同住宅又は寄宿舎でその床面積の合計が百平方メートル以上のものは、次の各号の一に該当する場所に設けてはならない。

- 一 主要構造部が耐火構造でない工場、料理店、市場、自動車車庫、キャバレー、遊技場、公衆浴場その他これらに類する用途に供する部分の上階
- 二 高架の工作物内

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(設置禁止の場所)

第三十八条

共同住宅又は寄宿舎~~とその床面積の合計が百平方メートル以上のもの~~は、次の各号の一に該当する場所に設けてはならない。

- 一 主要構造部が耐火構造でない自動車車庫、自動車駐車場、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫又は工場の用途に供する部分の上階
- 二 ← ★

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(設置禁止の場所)

第三十八条

← ④

- 一 主要構造部が耐火構造でない自動車車庫、~~自動車駐車場~~、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示

場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(は)項第六号に規定するものの用途に供する部分の上階

二 ← ★

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(設置禁止の場所)

第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。

一 主要構造部が耐火構造又は政令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分の上階

二 ← ★

⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号

施行 同日

(設置禁止の場所)

第三十八条 ← ⑩

一 主要構造部が耐火構造又は政令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分の上階

二 ← ★

⑱ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号

施行 平成 二十七年 八月 一日

(設置禁止の場所)

第三十八条 ← ⑩

一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分の上階

二 ← ★

⑳ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号
施行 令和六年 四月 一日

(設置禁止の場所)

第三十八条 ←⑩

一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するものの用途に供する部分(特定主要構造部が法第二条第九号の二イ(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く。)の上階

二 ←★

現行

(周囲の空地)

第三十九条 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物（寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものに限る。）の周囲（道に接する部分を除く。）には、幅員が一・五メートル以上の避難上有効な空地を設けなければならない。

2 共同住宅の用途に供する建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。）で、その建築物の外壁が準防火性能を有するものにあつては、前項の幅員を一メートル以上とすることができる。

3 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 当該建築物が耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第三百三十六条の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するものであるとき。

二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難上支障がないと認めるとき。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九条

施行 昭和三十七年 一月 一日

(周囲の空地)

第三十九条 共同住宅又は寄宿舎でその床面積の合計が二百平方メートル以上のものの周囲（道路に接する部分を除く。）には、幅員が一・五メートル以上の空地を設けなければならない。ただし、耐火建築物又は簡易耐火建築物でその周囲の状況により避難上支障がない場合においては、この限りでない。

① 改正 昭和三十九年 八月 一日千葉県条例第四十九号

施行 同日

全面改正

(周囲の空地)

第三十九条 共同住宅でその床面積の合計が百平方メートル以上のもの又は寄宿舎でその床面積の合計が二百平方メートル以上のものの周囲（道路に接する部分を除く。）には、幅員が一・五メートル以上の空地を設けなければならない。

2 共同住宅でその床面積の合計が百平方メートルをこえ二百平方メートル以下で、その建築物の外壁及び軒裏が防火構造のものにあつては、前項の周囲の空地の幅員を一メートル以上とすることができる。

3 次の各号の一に該当するときは、前二項の規定は、適用しないものとする。
一 耐火建築物又は簡易耐火建築物でその周囲の状況により避難上支障がないと認められるとき。

二 建築敷地に接して公園、広場、道路等があり、常時空地と認められるとき。

② 改正 昭和四十二年 八月 一日千葉県条例第二十七号

施行 同日

(周囲の空地)

第三十九条 ← ①

- 2 ← ①
- 3 ← ①
- 一 ← ①
- 二 建築敷地のうち、建築物が公園、広場その他これらに類する空地に接する部分について、避難上支障がないと認められるとき。
- 三 その他周囲の状況により避難上支障がないと認められるとき。

- ④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(周囲の空地)

第三十九条 共同住宅 ~~その床面積の合計が二百平方メートル以上のもの~~ 又は寄宿舎

~~その床面積の合計が二百平方メートルをこえる寄宿舎の周囲（道路に接する部分を除く。）~~には、幅員が一・五メートル以上の避難上有効な空地を設けなければならない。

- 2 共同住宅でその床面積の合計が百平方メートルをこえ二百平方メートル以下で、その建築物の外壁及び軒裏が防火構造のものにあつては、前項の **周囲の空地** ~~幅員を一メートル以上とすることができる。~~
- 3 ← ①
- 一 ← ①
- 二 ← ②
- 三 ← ②

- ⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(周囲の空地)

第三十九条 共同住宅又はその床面積の合計が二百平方メートルを **超える** 寄宿舎の

周囲（道に接する部分を除く。）には、幅員が一・五メートル以上の避難上有効な空地を設けなければならない。

- 2 共同住宅でその床面積の合計が百平方メートルを **超え** 二百平方メートル以下で、その建築物の外壁及び軒裏が防火構造のものにあつては、前項の幅員を一メートル以上とすることができる。
- 3 ← ①
- 一 ← ①
- 二 ← ②
- 三 ← ②

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(周囲の空地)

第三十九条 ← ⑦

2 ← ⑦

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は、適用しないものとする。

一 耐火建築物又は準耐火建築物でその周囲の状況により避難上支障がないと認められるとき。

二 ← ②

三 ← ②

4 前各項の規定は、法第二十七条第一項ただし書の規定により法第二条九号の三イに該当する準耐火建築物とした建築物については、適用しない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(周囲の空地)

第三十九条

共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものに限る。)の周囲(道に接する部分を除く。)には、幅員が一・五メートル以上の避難上有効な空地を設けなければならない。

2 共同住宅の用途に供する建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。)で、その建築物の外壁及び軒裏が防火構造のものにあつては、前項の幅員を一メートル以上とすることができる。

3 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 当該建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であるとき。

二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難上支障がないと認めるとき。

~~4 前各項の規定は、法第二十七条第一項ただし書の規定により法第二十九条九号の三イに該当する準耐火建築物とした建築物については、適用しない。~~

⑳ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号

施行 同日

(周囲の空地)

第三十九条 ← ⑮

2 共同住宅の用途に供する建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。)で、その建築物の外壁が準防火性能を有するものにあつては、前項の幅員を一メートル以上とすることができる。

3 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 当該建築物が耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の二第一号(イを除く。)に掲げる技術的基準に適合するものであるとき。

二 ← ⑮

現行

(主要出入口)

第四十条 共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路（道に通ずるものに限る。）を設けるとき。

耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第三百三十六条の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するもの	一・〇メートル以上
外壁が準防火性能を有する建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。
2 階段等のみにより直接地上に達する住戸、住室又は居室を有する共同住宅又は寄宿舎にあつては、その階段口（当該階段等が地上に接する部分をいう。）も主要出入口とみなし、前項の規定を適用する。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(主要出入口)

第四十条 共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道路に面しなければならない。ただし、敷地の周囲の状況により避難上支障がない場合においては、この限りでない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

全面改正

(主要出入口)

第四十条 共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の通路を道路に有効に接続して設け、避難上支障がないと認められるとき。

耐火建築物又は簡易耐火建築物	一・〇メートル以上
木造建築物等で外壁及び軒裏が防火構造のもの	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二

主要出入口の面

する建築敷地に接して、公園、広場、道等があり、避難上支障がないと認められるとき。

2

階段等のみにより直接地上に達する住戸、住室又は居室を有する共同住宅又は寄宿舎にあつては、その階段口（当該階段等が地上に接する部分をいう。）も主要出入口とみなし、前項の規定を適用する。

⑦

改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
 施行 昭和五十三年 四月 一日

(主要出入口)

第四十条

共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の通路を道に有効に接続して設け、避難上支障がないと認められるとき。

耐火建築物又は簡易耐火建築物	一・〇メートル以上
木造建築物等で外壁及び軒裏が防火構造のもの	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二

主要出入口の面する建築物の敷地に接して公園、広場等の空地がある場合その他土地の状況により避難又は通行の安全上支障がないと認められるとき。

2

←④

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(主要出入口)

第四十条

共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の通路を道に有効に接続して設け、避難上支障がないと認められるとき。

耐火建築物又は準耐火建築物	一・〇メートル以上
木造建築物等で外壁及び軒裏が防火構造のもの	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二 ← ⑦
 2 ← ④

3 前各項の規定は、法第二十七条第一項ただし書の規定により法第二十九条第三イに該当する準耐火建築物とした建築物については、適用しない。

⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号
 施行 同日

(主要出入口)

第四十条 ← ⑩

一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の通路を道に有効に接続して設け、避難上支障がないと認められるとき。

耐火建築物又は準耐火建築物	一・〇メートル以上
木造建築物等下外壁及び軒裏が防火構造の建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二 ← ⑦
 2 ← ④
 3 ← ⑩

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
 施行 平成 十六年 四月 一日

(主要出入口)

第四十条 ← ⑩

一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路(道に通ずるものに限る。)を設けるとき。

耐火建築物又は準耐火建築物	一・〇メートル以上
外壁及び軒裏が防火構造の建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。

2 ← ④
3 ← ⑩

⑱ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号
施行 平成 二十七年 八月 一日

(主要出入口)

第四十条 ← ⑩

一 ← ⑮
二 ← ⑮
2 ← ④

§ 前各項の規定は、法第二十七条第一項ただし書の規定により法第二十九条第九号の主に該当する準耐火建築物とした建築物については、適用しない。

⑳ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号

施行 同日

(主要出入口)

第四十条 ← ⑩

一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路（道に通ずるものに限る。）を設けるとき。

耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第三百三十六条の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するもの	一・〇メートル以上
外壁が準防火性能を有する建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二 ← ⑮
2 ← ④

第七節の二 児童福祉施設等

現行

(出入口等)

第四十条の二 児童福祉施設等（身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者（以下この条において「避難困難者」という。）が入所する施設で規則で定めるものに限る。）の出入口、非常口、廊下その他避難の用に供する部分（階段を除く。）で、避難困難者が使用することとされているものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上有効な傾斜路その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

制定

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号

施行 平成 三年 七月 一日

(出入口等)

第四十条の二 児童福祉施設等（身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者（以下この条において「避難困難者」という。）が入所する施設で規則で定めるものに限る。）の出入口、非常口、廊下その他避難の用に供する部分（階段を除く。）で、避難困難者が使用することとされているものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上支障がないと認められるときは、この限りでない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(出入口等)

第四十条の二 児童福祉施設等（身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者（以下この条において「避難困難者」という。）が入所する施設で規則で定めるものに限る。）の出入口、非常口、廊下その他避難の用に供する部分（階段を除く。）で、避難困難者が使用することとされているものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上有効な傾斜路その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

現行

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するものを除く。）は、その居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

制定

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(児童福祉施設等の内装)

第四十一条 児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物は、その居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしなければならない。

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号

施行 平成 三年 七月 一日

(内装)

第四十一条 ← ⑦

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等の用途に供する木造の建築物（準耐火建築物を除く。）は、その居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でなければならない。

⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(準耐火建築物を除く。)は、その居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。)及び天井(天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを木燃材料、準木燃材料又は難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを木燃材料又は準不燃材料でしなければならない。

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)は、その居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。)及び天井(天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でなければならない。

⑯ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号
施行 平成 二十七年 八月 一日

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するもの(特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。)を除く。)は、その居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。)及び天井(天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でなければならない。

改正 平成 二十八年 三月二十五日千葉県条例第五十一号
施行 平成 二十八年 五月 一日

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するもの（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を除く。）は、その居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

⑭ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号

施行 同日

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するもの（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を除く。）は、その居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でなければならない。

参 考

旧第四十一条 (昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号により削除)

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(共同炊事場)

第四十一条 共同住宅の各戸に炊事場がない場合には、各階ごとに、床面積がその住戸又は住室一につき一平方メートルの割合で計算した数値以上で、かつ、六平方メートル以上の共同炊事場を設けなければならない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

第四十一条 削除

現 行

(木造長屋の形態等)

第四十二条 木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。以下「木造長屋」という。）は、六戸建て以下としなければならない。ただし、主要構造部を準耐火構造としたものについては、十二戸建てにまですることができる。

2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政令第三十六条の二第二号ロに掲げる技術的基準に適合し、かつ、次の各号に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができる。

一 延べ面積（主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。）は、五百平方メートル以下とすること。

二 各戸が重層しないこと。

三 地階部分は、主要構造部（階段を除く。）を耐火構造とすること。

3 前項第一号及び第二号の規定は、知事が当該建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(構造)

第四十二条

主要構造部が木造の長屋は、六戸建以下とし、かつ、その階数は、二以下としなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により安全上及び防火上支障がない場合においては、十二戸建にまですることができる。

2 主要構造部が木造で二階建の長屋は、階下の天井の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でしなければならない。

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(構造等)

第四十二条

主要構造部が木造の長屋は、六戸建以下とし、かつ、その階数は、二以下としなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、十二戸建にまですることができる。

2 階数が二以上の耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井（回り縁、竿縁その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でしなければならない。

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号
施行 同日

(木造長屋の形態等)

第四十二条 主要構造部が木造の長屋（以下「木造長屋」という。）は、六戸建以下とし、かつ、その階数は、二以下としなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、十二戸建にまですることができる。

2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、令第三百六十六条の二に定める技術的基準に適合し、かつ、次の各号に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができる。

一 延べ面積（主要構造部が耐火構造である部分の床面積を除く。）は、五百平方メートル以下とすること。ただし、建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

二 各戸が重層しないこと。ただし、建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

三 地階部分は、主要構造部（階段を除く。）を耐火構造とすること。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(木造長屋の形態等)

第四十二条 主要構造部が木造の長屋（準耐火建築物であるものを除く。以下「木造長屋」という。）は、六戸建以下としなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、十二戸建にまですることができる。

2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政令第三百三十六条の二に定める技術的基準に適合し、かつ、次の各号に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができる。

一 延べ面積（主要構造部が耐火構造又は政令第三百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。）は、五百平方メートル以下とすること。ただし、建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

二 ← ⑨
三 ← ⑨

⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号
施行 同日

(木造長屋の形態等)

第四十二条 木造建築物等である長屋（準耐火建築物であるものを除く。以下「木造長屋」という。）は、六戸建て以下としなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、十二戸建

てにまですることができ。

2 ← ⑩

一 延べ面積（主要構造部が耐火構造又は政令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。）は、五百平方メートル以下とすること。ただし、建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

二 ← ⑨

三 ← ⑨

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

（木造長屋の形態等）

第四十二条

木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。以下「木造長屋」という。）は、六戸建て以下としなければならない。ただし、主要構造部を準耐火構造としたものについては、十二戸建てにまですることができる。

2 ← ⑩

一 延べ面積（主要構造部が政令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。）は、五百平方メートル以下とすること。ただし、建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

二 各戸が重層しないこと。ただし、建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認められるときは、この限りでない。

三 ← ⑨

3 | 前項第一号及び第二号の規定は、知事が当該建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

⑱ 改正 平成 二十七年 七月 十日千葉県条例第五十一号

施行 平成 二十七年 八月 一日

（木造長屋の形態等）

第四十二条

2 ← ⑩

一 延べ面積（主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。）は、五百平方メートル以下とすること。

二 ← ⑮

三 ← ⑨

3 ← ⑮

⑳ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号

施行 同日

(木造長屋の形態等)

第四十二条 ← ⑮

2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政令第百三十六条の二第二号ロに掲げる技術的基準に適合し、かつ、次の各号に定めるところによるものは、その地階を除く階数を二とすることができる。

一 ← ⑮

二 ← ⑮

三 ← ⑨

3 ← ⑮

現行

(出入口)

第四十三条

長屋の各戸の出入口は、その一以上が道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する長屋については、この限りでない。

一 六戸建て以下の長屋で、その出入口が、道に通ずる幅員二メートル以上の敷地内の通路に面するもの。ただし、六戸建て以下の木造長屋で、地階を除く階数が三のものにあつては、その出入口が、道に通ずる幅員三メートル以上の敷地内の通路に面するもの

二 耐火建築物又は準耐火建築物で、その出入口が道に通ずる避難上有効な敷地内の通路に面するもの

2 階段等のみにより直接地上に達する住戸にあつては、その階段口（当該階段等が地上に接する部分をいう。）を出入口とみなし、前項の規定を適用する。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(出入口)

第四十三条

長屋の各戸の出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する長屋については、この限りでない。

一 三戸建以下のもので、その出入口が道路に接する幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したもので

二 耐火建築物又は簡易耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、敷地の状況により安全上及び防火上支障がないもの

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(出入口)

第四十三条

長屋の各戸の出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する長屋については、この限りでない。

一 六戸建以下のもので、その出入口が道路に接する幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したもので

二 耐火建築物又は簡易耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、敷地の状況により安全上及び防火上支障がないもの

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(出入口)

第四十三条

長屋の各戸の出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する長屋については、この限りでない。

一 六戸建以下のもので、その出入口が道に接する幅員二メートル以上の敷地内

二 ← ④
の通路に面したもの

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号
施行 同日

(出入口)
第四十三条 ← ⑦

一 六戸建以下のもので、その出入口が、道に接する幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したものである。ただし、六戸建以下の木造長屋で、地階を除く階数が三のものにあつては、その出入口が、道に接する幅員三メートル以上の敷地内の通路に面したものである。
二 ← ④

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 同日

(出入口)

第四十三条

長屋の各戸の出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する長屋については、この限りでない。

一 ← ⑨
二 耐火建築物又は準耐火建築物で敷地の状況により安全上及び防火上支障がないもの

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(出入口)

第四十三条

長屋の各戸の出入口は、その一以上が道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する長屋については、この限りでない。

一 六戸建て以下の長屋で、その出入口が、道に通ずる幅員二メートル以上の敷地内の通路に面するもの。ただし、六戸建て以下の木造長屋で、地階を除く階数が三のものにあつては、その出入口が、道に通ずる幅員三メートル以上の敷地内の通路に面するもの
二 耐火建築物又は準耐火建築物で、その出入口が道に通ずる避難上有効な敷地内の通路に面するもの
2 | 階段等のみにより直接地上に達する住戸にあつては、その階段口(当該階段等が地上に接する部分をいう。)を出入口とみなし、前項の規定を適用する。

現行

(内装)

第四十三条の二 階数が二以上の耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井（回り縁、竿縁その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料でしなければならない。

制定

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号

施行 同日

(内装)

第四十三条の二 階数が二以上の耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井（回り縁、竿縁その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でしなければならない。

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(内装)

第四十三条の二 階数が二以上の耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井（回り縁、竿縁その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でなければならない。

⑭ 改正 平成十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号

施行 同日

(内装)

第四十三条の二 階数が二以上の耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井（回り縁、竿縁その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを~~不燃材料、準不燃材料~~又は難燃材料でなければならない。

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場

現行

(出入口の位置)

第四十四条 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路に面して設けないこと。
 - 二 道路の交差点又は曲がり角から五メートル以内の場所に設けないこと。
 - 三 出入口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。
- 2 前項第一号の規定は、当該出入口が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。
- 一 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下である建築物の敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道（同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造するものに限る。）を含む。次号において同じ。）に面するもの
 - 二 建築物（倉庫であつてその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する部分の床面積の合計が三十平方メートルを超えるものを除く。次号において同じ。）でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え百五十平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路に面するもの
 - 三 建築物でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超え三百平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員五メートル以上の道路に面するもの
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定は、知事が当該出入口の周囲の状況により交通の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(出入口の位置)

第四十四条 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車の出入口は、次の各号の一に

該当する場所に面して設けてはならない。

- 一 幅員六メートル未満の道（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものが奥行二メートル以上の前面空地を有する場合においては、幅員四メートル未満の道）
- 二 道路の交差点又は曲り角から五メートル以内の場所
- 三 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所の出入口から二十メートル以内の場所

- 四 前各号のほか、交通上支障があると認めて知事が指定する場所
- 2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車の出入口は、その敷地と道路との境界線から一メートル未満の場所に設けてはならない。

- ④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(出入口の位置)

第四十四条

自動車車庫又は自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の自動車の出入口は、次の各号の一に該当する場所に面して設けてはならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下の車庫等の敷地に自動車の出入口を設ける場合で、交通安全上支障がないと認められるときは、幅員四メートル以上六メートル未満の道路を除く。）
- 二 道路の交差点又は曲りかどから五メートル以内の場所
- 三 前各号のほか交通上特に支障があると認められる場所（↓★四）
- 2 車庫等の自動車の出入口は、その敷地と道路との境界線から一メートル以上で、かつ、前面道路の通行の見通しができる場所でなければ設けてはならない。

- ⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(出入口の位置)

第四十四条

倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号の一に該当する場所に面して設けてはならない。

- 一 ← ④
- 二 道路の交差点又は曲がり角から五メートル以内の場所
- 三 ← ④
- 2 ← ④

- ⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号
施行 同日

(出入口の位置)

第四十四条

倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路に面して設けないこと。ただし、周囲の状況により交通の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 二 道路の交差点又は曲がり角から五メートル以内の場所に面して設けないこと。ただし、周囲の状況により交通の安全上支障がないと認められるときは、

この限りでない。

三 出入口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。ただし、周囲の状況により交通の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

四 前各号のほか交通の安全上特に支障があると認められる場所に面して設けないこと。

2 前項第一号の規定は、車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口が次の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

一 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下である建築物の敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道を含む。次号において同じ。）に面し、かつ、交通の安全上支障がないと認められるもの

二 建築物（倉庫であつてその用途に供する床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する床面積の合計が三十平方メートルを超えるものを除く。次号において同じ。）でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え百五十平方メートル以下のもの敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道で、同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）に面するもの

三 建築物でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超え三百平方メートル以下のもの敷地の自動車の出入口であり、幅員五メートル以上の道路に面するもの

⑮ 改正 平成十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成十六年 四月 一日

（出入口の位置）

第四十四条 ← ⑨

一 幅員六メートル未満の道路に面して設けないこと。ただし、周囲の状況によ

り交通の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

二 道路の交差点又は曲がり角から五メートル以内の場所に面して設けないこと。ただし、周囲の状況により交通の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

三 出入口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。ただし、周囲の状況により交通の安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

四 前各号のほか交通の安全上特に支障があると認められる場所に面して設けないこと。

2 前項第一号の規定は、当該出入口が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下である建築

物の敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道（同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造するものに限る。）を含む。次号において同じ。）に面するもの

二 建築物（倉庫であつてその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する部分の床面積の合計が三十平方メートルを超えるものを除く。次号において同じ。）でこれに附属する自動車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え百五十平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路（~~法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道で、~~同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）に面するもの

三 ← ⑨

3 | 前項に定めるもののほか、第一項の規定は、知事が当該出入口の周囲の状況により交通の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

現行

(構造及び建築設備)

第四十五条

自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 床及び排水溝は、防水材料で造り、かつ、汚水排除の設備を設けること。
- 二 床が地盤面下にある場合にあつては二方面以上の外気に通ずる位置に、その他の場合にあつては床の面から高さ五十センチメートル以下の位置に適切な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 傾斜路のこう配は、六分の一以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(構造及び建築設備)

第四十五条

自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 床は、防水材料で造ること。
- 二 防水材料で造つた排水設備を設けること。
- 三 床の面からの高さが五十センチメートル以下の位置に適切な換気設備を設けること。
- 四 傾斜路のこう配は、十度以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(構造及び建築設備)

第四十五条

車庫等の用途に供する部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 床及び排水こうは、防水材料で造り、かつ、汚水排除の設備を設けること。
- 二 床が地盤面下にある場合にあつては二方面以上の外気に通ずる位置に、その他の場合にあつては床の面から高さ五十センチメートル以下の位置に適切な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 傾斜路のこう配は、十度以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。(←★ 四)

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(構造及び建築設備)

第四十五条

自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 ← ④
- 二 ← ④
- 三 傾斜路のこう配は、八分の一以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号

施行 同日

(構造及び建築設備)

第四十五条

← ⑦

- 一 床及び排水溝は、耐水材料で造り、かつ、污水排除の設備を設けること。
- 二 ← ④
- 三 傾斜路のこう配は、六分の一以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。

現行

(他の用途部分との区画)

第四十六条

建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 その用途に供する部分と他の部分との境界には準耐火構造の界壁を設け、かつ、その開口部には法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けること。
- 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。
- 三 その用途に供する部分の内に、他の部分のための避難用の出入口を設けないこと。

★

制定

昭和三十六年十一月

十日千葉県条例第三十九号

施行

昭和三十七年一月一日

(他の用途部分との区画)

第四十六条

建築物の一部に自動車車庫又は自動車修理工場を設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 その用途に供する部分と他の部分との境界には、耐火構造又は防火構造の界壁を設け、かつ、その開口部には防火戸を設けること。
- 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。
- 三 その用途に供する部分の内に、他の部分のための避難用の出入口を設けないこと。

④

改正

昭和四十六年

三月十五日千葉県条例第十五号

施行

昭和四十六年四月一日

(他の用途部分との区画)

第四十六条

建築物の一部に車庫等を設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 ← ★ 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。ただし、特殊の用途に供するものでやむを得ない場合には、この限りでない。
- 三 ← ★

⑦

改正

昭和五十二年

十月二十日千葉県条例第四十一号

施行

昭和五十三年四月一日

(他の用途部分との区画)

第四十六条

建築物の一部に自動車車庫及び自動車修理工場を設ける場合において

は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 ← ★
- 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。ただし、消防その他特殊の用途に供するものでやむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 三 ← ★

- ⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号

施行 同日

(他の用途部分との区画)

第四十六条

← ⑦

一 その用途に供する部分と他の部分との境界には、耐火構造、準耐火構造又は防火構造の界壁を設け、かつ、その開口部には防火戸を設けること。

- 二 ← ⑦
- 三 ← ★

- ⑭ 改正 平成 十二年十二月 八日千葉県条例第七十五号

施行 同日

(他の用途部分との区画)

第四十六条

← ⑦

一 その用途に供する部分と他の部分との境界には、耐火構造、準耐火構造又は防火構造の界壁を設け、かつ、その開口部には法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けること。

- 二 ← ⑦
- 三 ← ★

- ⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(他の用途部分との区画)

第四十六条

← ⑦

一 ← ⑭

二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。ただし、消防の用に供する自動車車庫については、この限りでない。

- 三 ← ★

⑭ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号

施行 同日

(他の用途部分との区画)

第四十六条

建築物の一部に~~自動車車庫及び~~自動車修理工場を設ける場合において

は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 ← ⑭

二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けな

いこと。

~~ただし、消防の用に供する自動車車庫については、この限りでない。~~

三 ← ★

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定

現 行

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等)

第四十六条の二 法第五十六条の二第一項の規定により指定する対象区域は別表(い)欄に掲げる用途地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)のうち同表(ろ)欄に掲げる区域とし、法第五十六条の二第一項の規定により指定する平均地盤面からの高さは同表(は)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する号は同表(に)欄に掲げる号とする。

制定

⑦

改正 昭和五十二年 十月二十日 千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び号の指定)

第四十六条の二 法第五十六条の二第一項の規定により指定する対象区域は別表上

欄に掲げる用途地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)のうち当該中欄に掲げる区域とし、法第五十六条の二第一項の規定により指定する号は当該下欄に掲げる号とする。

⑮

改正 平成 十五年 十月十七日 千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等)

第四十六条の二 法第五十六条の二第一項の規定により指定する対象区域は別表(い)

欄に掲げる用途地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)のうち同表(ろ)欄に掲げる区域とし、法第五十六条の二第一項の規定により指定する平均地盤面からの高さは同表(は)欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する号は同表(に)欄に掲げる号とする。

第四章 建築設備

現 行

(エレベーターの機械室)

第四十七条

エレベーターの機械室には照明設備を設け、かつ、照明設備のスイッチは出入口の近くで見やすい位置に設けなければならない。

2 機械室は、他の用途に使用してはならない。

制定

④

改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

(エレベーターの機械室)

第四十七条

エレベーターの機械室には照明設備を設け、かつ、照明設備のスイッチは出入口の近くで見やすい位置に設けなければならない。

2 機械室は、他の用途に使用してはならない。

現行

(エレベーターの点検用コンセント)

第四十八条 次の各号に掲げる部分には、修理点検用のコンセントを設けなければならない。

- 一 機械室の内部
- 二 かごの上部
- 三 ピットの壁

制定

- ④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(エレベーターの点検用コンセント)

第四十八条 次の各号に掲げる部分には、修理点検用のコンセントを設けなければならない。

- 一 機械室の内部
- 二 かごの上部
- 三 ピットの壁

現行

(昇降機の電気設備)

第四十九条

エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 配線は、金属性のコンジット管に収めるか、又は可撓外装電覧とすること。
- 二 昇降路内の電気設備には覆いを設け、その覆いが金属性の場合には設地させると。
- 三 配線と大地間との絶縁抵抗値は、次の表に掲げる数値以上とすること。

回路の用途	回路の使用電圧の区分 (単位ボルト)		絶縁抵抗値 (単位メガオーム)
	三百以下のもの	三百を超えるもの	
電動機主回路	三百以下のもの	三百を超えるもの	〇・二
	三百以下のもの	三百を超えるもの	〇・四
制御回路 信号回路 照明回路	百五十以下のもの	百五十を越え三百以下のもの	〇・一
	百五十以下のもの	百五十を越え三百以下のもの	〇・二

制定

④

改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(昇降機の電気設備)

第四十九条

エレベーター、エスカレーター又は電動ダムウエーターに使用する電気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 配線は、金属性のコンジット管に収めるか、又は可撓外装電覧とすること。
- 二 昇降路内の電気設備には覆いを設け、その覆いが金属性の場合には設地させること。
- 三 配線と大地間との絶縁抵抗値は、次の値以上とすること。
- イ 電動主回路 五十万オーム
- ロ 制御回路 二十万オーム
- ハ 信号回路 五万オーム

⑦

改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
昭和五十三年 四月 一日

(昇降機の電気設備)

第四十九条

- 一 ← ④
- 二 昇降路内の電気設備には覆いを設け、その覆いが金属性の場合には設地させること。

三 配線と大地間との絶縁抵抗値は、次の表に掲げる数値以上とすること。

回路の用途	回路の使用電圧の区分(単位ボルト)	絶縁抵抗値(単位メガオーム)
電動機主回路	三百以下のもの	〇・二
	三百を超えるもの	〇・四
制御回路 信号回路	百五十以下のもの	〇・一
	百五十を越え三百以下のもの	〇・二
照明回路		

⑬ 改正 平成十二年 七月十四日千葉県条例第四十九号
施行 同日

(昇降機の電気設備)

第四十九条

エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 配線は、金属性のコンジット管に収めるか、又は可撓外装電覧とすること。
- 二 ← ⑦
- 三 ← ⑦

参 考

旧第四十九条

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(罰則)

第四十九条

第四条から第四十六条までの規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号

施行 昭和四十六年 四月 一日

※ 第四十九条を第五十三条とする。

(罰則)

第五十三条

第六条、第九条、第十一条から第二十条まで、第二十二條から第四十条まで及び第四十二条から第五十条までの規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

現 行

(エスカレーターの点検口)

第五十条 エスカレーターの上端部及び下端部には、四十五センチメートル角以上の開口面積を有する点検口を設けなければならない。

制定

- ④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(エスカレーターの点検口)

第五十条 エスカレーターの上端部及び下端部には、四十五センチメートル角以上の開口面積を有する点検口を設けなければならない。

参 考

旧第五十条

- ★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

- ④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

※ 第五十条を第五十四条とする

第五十四条 ← ★

第四章の二 特定区域の特例

現行

(適用区域等)

第五十条の二 この章の規定は、特定区域（総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する同意基本構想において定められた特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（次項において「指定区域」という。）のうち、都市計画区域及び法第六条第一項第三号の規定により知事が関係市町村の意見を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。）に限り、適用する。

2 知事は、指定区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

制定

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号
施行 平成 三年 七月 一日

(適用区域等)

第五十条の二 この章の規定は、特定区域（総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する承認基本構想において定められた特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が当該地域の属する市町村の長
の意見を聴いて指定する区域（次項において「指定区域」という。）をいう。以下この章において同じ。）に限り、適用する。

2 知事は、指定区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを
変更し、又は廃止するときも、同様とする。

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日千葉県条例第二十五号
施行 平成 七年 七月 一日

(適用区域等)

第五十条の二 この章の規定は、特定区域（総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する承認基本構想において定められた特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（次項において「指定区域」という。）のうち、都市計画区域及び法
第六条第一項第四号の規定により知事が関係市町村の意見を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。）に限り、適用する。

2 ← ⑨

⑫ 改正 平成十二年 三月二十四日千葉県条例第三十九号
施行 同日

(適用区域等)

第五十条の二 この章の規定は、特定区域（総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する同意基本構想において定められた特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（次項において「指定区域」という。）のうち、都市計画区域及び第六条第一項第四号の規定により知事が関係市町村の意見を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。）に限り、適用する。

2
← ⑨

※ 本改正は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」として、一部改正がされた。

⑳ 改正 令和六年十二月二十四日千葉県条例第四十六号
施行 令和七年四月一日

(適用区域等)

第五十条の二 この章の規定は、特定区域（総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する同意基本構想において定められた特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（次項において「指定区域」という。）のうち、都市計画区域及び第六条第一項第三号の規定により知事が関係市町村の意見を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。）に限り、適用する。

2
← ⑨

現 行

(安全の確保等に係る基準)

第五十条の三 特定区域内にある共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超えるものは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、知事が当該建築物及びその敷地の状況並びにその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上並びに防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 敷地は、次の表の上欄に掲げる当該建築物の区分に応じ、当該中欄に掲げる数値以上の幅員の道路に、当該下欄に掲げる長さ以上接すること。

当該建築物の区分		道路の幅員		敷地が道路に接する長さ
		(単位メートル)		
延べ面積 (単位平方メートル)	高さ (単位メートル)	道路の幅員		敷地が道路に接する長さ (単位メートル)
		二千以下のもの	十五以下のもの	
二千を超えるもの	十五を超えるもの	六	六	八
二千を超えるもの	十五以下のもの	四	四	十
二千を超えるもの	十五を超えるもの	六	六	十

- 二 当該建築物の周囲（幅員四メートル以上の道路に接する部分を除く。）に、幅員が四メートル以上の避難上有効な空地を設けること。
 - 三 避難階以外の階においては、各住戸又は寝室にそれぞれ避難上有効なバルコニーその他これに類する施設を設けること。
- 2 前項本文の規定を適用する場合には、第五条、第八条及び第三十九条の規定は、これを適用しない。

制定

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日 千葉県条例第二十一号
 施行 平成 三年 七月 一日

(安全の確保等に係る基準)

第五十条の三

特定区域内にある共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物で、その用途に供する床面積の合計が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超えるものは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、特定行政庁が、当該建築物及びその敷地の状況並びにその敷地の周囲の状況により避難又は通行の安全上及び防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 敷地は、次の表の上欄に掲げる当該建築物の区分に応じ、当該中欄に掲げる数値以上の幅員の道に、当該下欄に掲げる長さ以上接すること。

二千を超えるもの		十五を超えるもの		六	十
		十五以下のもの			
二千以下のもの		十五を超えるもの		六	八
		十五以下のもの			
延べ面積 (単位平方メートル)		高さ (単位メートル)		道の幅員 (単位メートル)	
				敷地が道に接する長さ (単位メートル)	

- 二 当該建築物の周囲（幅員四メートル以上の道に接する部分を除く。）に、幅員が四メートル以上の避難上有効な空地を設けること。
- 三 避難階以外の階においては、各住戸又は寝室にそれぞれ避難上有効なバルコニーその他これに類する施設を設けること。
- 2 前項本文の規定を適用する場合には、第五条、第八条及び第三十九条の規定は、これを適用しない。

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日 千葉県条例第二十五号
 施行 平成 七年 七月 一日

（安全の確保等に係る基準）
第五十条の三 ←⑨

- 一 敷地は、次の表の上欄に掲げる当該建築物の区分に応じ、当該中欄に掲げる数値以上の幅員の道路に、当該下欄に掲げる長さ以上接すること。

当該建築物の区分		延べ面積（単位平方メートル）		道路の幅員 (単位メートル)		敷地が道路に接する長さ (単位メートル)	
		高さ(単位メートル)					
二千以下のもの		十五を超えるもの		六	八	敷地が道路に接する長さ	
		十五以下のもの				四	八
二千を超えるもの		十五を超えるもの		六	十	敷地が道路に接する長さ	
		十五以下のもの				四	十

- 二 当該建築物の周囲（幅員四メートル以上の道路に接する部分を除く。）に、幅員が四メートル以上の避難上有効な空地を設けること。
- 三 ← ⑨
- 2 ← ⑨

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
 施行 平成 十六年 四月 一日

（安全の確保等に係る基準）

第五十条の三 特定区域内にある共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超えるものは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、知事が当該建築物及びその敷地の状況並びにその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上並びに及び防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 ← ⑪
- 二 ← ⑪
- 三 ← ⑨
- 2 ← ⑨

現行

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第五十条の四 特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域においては、第四十六条の二の規定にかかわらず、当該区域を法第五十六条の二第一項の規定による対象区域とし、同項の規定により法別表第四(五)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは同項ロとし、同条第一項の規定により指定する号は同表四の項(ニ)欄の(三)の号とする。

2 特定区域(都市計画区域を除く。次項において同じ。)内にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物(以下この項において「対象建築物」という。)は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面(特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。)に、次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて千葉県建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令第三百三十五条の十二第一項に定める位置及び同条第二項に定める規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合には、この限りでない。

範囲	日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲	五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲	三時間

3 前項に定めるもののほか、特定区域の日影による中高層の建築物の高さの制限については、法第五十六条の二の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「高さが十メートル」とあるのは、「延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートル」と読み替えるものとする。

制定

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号
 施行 平成 三年 七月 一日

(日照の確保に係る基準)

第五十条の四

特定区域(用途地域が定められている区域を除く。以下この条において同じ。)内にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物(以下この項において「対象建築物」という。)は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面(特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。)に、次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特

定行政庁が、土地の状況等により、住宅、学校、病院その他の規則で定める建築物で、当該対象建築物の敷地外にあり、かつ、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間において当該対象建築物により日影となる部分が生じるものに係る環境を害するおそれがないと認めて千葉県建築審査会の同意を得て許可したときは、この限りでない。

範 囲		日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲		五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲		三時間

- 2 特定区域外にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物で、冬至日において、特定区域内の土地に日影を生じさせるものは、特定区域内にある建築物とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 前各項に定めるもののほか、日照の確保に係る基準は、法第五十六条の二（第二項、第四項及び第五項を除く。）の規定の例による。

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日 千葉県条例第二十五号
 施行 平成 七年 七月 一日

（日影による中高層の建築物の高さの制限）

第五十条の四

特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域においては、第四十六条の二の規定にかかわらず、当該区域を法第五十六条の二第一項の規定による対象区域とし、当該区域における同項の規定により指定する号は、法別表第四の四の項に欄の(二)の号とする。

2

特定区域外にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物で、冬至日において、特定区域内の土地に日影を生じさせるものは、特定区域内にある建築物とみなして、前項の規定を適用する。

2

特定区域（都市計画区域を除く。次項において同じ。）内にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物（以下この項において「対象建築物」という。）は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面（特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。）に、次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて千葉県建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

範囲		日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える十メートル以内の範囲		五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲		三時間

3 前項に定めるもののほか、特定区域の日影による中高層の建築物の高さの制限については、法第五十六条の二の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「高さが十メートル」とあるのは、「延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートル」と読み替えるものとする。

⑮ 改正 平成十五年 十月 十七日千葉県条例第六十一号
 施行 平成十六年 四月 一日

(日照による中高層の建築物の高さの制限)

第五十条の四 特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域においては、第四十六条の二の規定にかかわらず、当該区域を法第五十六条の二第一項の規定による対象区域とし、同項の規定により法別表第四(三)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは同項ロとし、同条第一項の規定により指定する号は同表四の項(三)の号とする。

2 特定区域(都市計画区域を除く。次項において同じ。)内にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物(以下この項において「対象建築物」という。)は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面(特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。)に、次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて千葉県建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

範囲		日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える十メートル以内の範囲		五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲		三時間

⑭ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号
施行 同日

（日影による中高層の建築物の高さの制限）
第五十条の四 ←⑮

2 特定区域（都市計画区域を除く。次項において同じ。）内にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物（以下この項において「対象建築物」という。）は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面（特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。）に、次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて千葉県建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令第三百三十五条の十二第一項に定める位置及び同条第二項に定める規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合には、この限りでない。

範囲	日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲	五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲	三時間

3 ←⑯

現 行

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 法第三条第二項の規定により第二十二条の二第一項又は第三十四条第一項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築又は改築（政令第三百三十七条の四第一号イに該当する増築又は改築であつて、当該増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものに限る。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けないこととなつた日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十条の四第二項の規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定により第二十二条の二第一項、第二十五条、第二十六条第一項又は第三十四条第一項の規定の適用を受けない建築物（独立部分（次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。以下この項において同じ。）が二以上あるものに限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

一 第二十二条の二第一項又は第三十四条第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第百九条の八に規定する建築物の部分

二 第二十五条又は第二十六条第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分

4 法第三条第二項の規定により第三十六条、第四十条の二、第四十一条又は第四十三条の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

5 知事は、法第三条第二項の規定により第五条、第七条、第八条、第十四条、第十五条、第二十三条又は第二十四条の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、法第三条第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による制限を緩和することができる。

★ 制定 昭和三十六年十一月十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年一月一日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第四十七条 知事は、法第三条第二項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例施行後の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、その建築物及び敷地の状況によりやむを得ないと認められるものについて、第六条、第十四条、第十五条、第二十三条及び第二十四条の規定による制限を緩和することができる。

② 改正 昭和四十二年 八月 一日千葉県条例第二十七号
施行 同日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第四十七条 特定行政庁は、法第三条第二項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例施行後の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、その建築物及び敷地の状況によりやむを得ないと認められるものについて、第六条、第十四条、第十五条、第二十三条及び第二十四条の規定による制限を緩和することができる。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 ← ② 第四十七条

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 特定行政庁は、法第三条第二項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物に係るこの条例施行後の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認められるものについて、第五条、第七条、第八条、第十四条、第十五条、第二十三条及び第二十四条の規定による制限を緩和することができる。

- ⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号
施行 平成 三年 七月 一日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 法第三条第二項の規定により第四十条の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第四十条の二の規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同条の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分に対しては、第四十条の二の規定は、適用しない。

2 | 特定行政庁は、法第三条第二項の規定により第五条、第七条、第八条、第十四条、第十五条、第二十三条及び第二十四条の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、法第三条第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認められるときは、これらの規定による制限を緩和することができる。

- ⑩ 改正 平成十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成十六年 四月 一日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 ←⑨
2 | 知事は、法第三条第二項の規定により第五条、第七条、第八条、第十四条、第十五条、第二十三条及び第二十四条の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、法第三条第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による制限を緩和することができる。

- ⑪ 改正 平成十七年 十月二十五日千葉県条例第九十七号
施行 同日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条 法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十条の四第二項の規定の適用を受けないこととなつた日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十条の四第二項の規定は、適用しない。

2 | 法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適用を受けない建築物(これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建

- 建築物とみなすことができる部分（建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分をいう。以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものに限る。以下この項において同じ。）で、法第三十二条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三十三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 3| 法第三十二条第二項の規定により第三十六条又は第四十条の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三十二条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三十二条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 4| 知事は、法第三十二条第二項の規定により第五条、第七条、第八条、第十四条、第十五条、第二十三条又は第二十四条の規定の適用を受けない建築物で、法第三十二条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、法第三十二条第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による制限を緩和することができる。

⑳ 改正 平成二十八年 六月二十八日千葉県条例第四十七号
施行 同日

（既存建築物に対する制限の緩和）
第五十一条 ← ⑯

- 2 法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適用を受けない建築物（これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分（政令第一百七十二条第二項各号に掲げる建築物の部分）をいう。以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものに限る。以下この項において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 ← ⑯
4 ← ⑯

改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号
施行 令和六年 四月 一日

(既存建築物に対する制限の緩和)

第五十一条

法第三条第二項の規定により第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築又は改築（政令第三百三十七條の四第一号イに該当する増築又は改築であつて、当該増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものに限る。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けらざることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により第五十條の四第二項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十條の四第二項の規定の適用を受けないこととなつた日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十條の四第二項の規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定により第二十二條の二第一項、第二十五條、第二十六條第一項又は第三十四條第一項の規定の適用を受けない建築物（独立部分（次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。以下この項において同じ。）が二以上あるものに限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

一 第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第九條の八に規定する建築物の部分
二 第二十五條又は第二十六條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第一百七條第二項各号に掲げる建築物の部分

4 法第三条第二項の規定により第三十六條、第四十條の二、第四十一條又は第四十三條の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

5 知事は、法第三条第二項の規定により第五條、第七條、第八條、第十四條、第十五條、第二十三條又は第二十四條の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、法第三条第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による制限を緩和することができる。

現行

(敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外)

第五十一条の二 第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第二項第一号の規定により認定した建築物又は第二号の規定により許可した建築物については、適用しない。

制定

⑮

改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外)

第五十一条の二

第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第一項ただし書の規定により許可した建築物については、適用しない。

⑳

改正 平成三十年 十月十九日千葉県条例第五十三号
施行 同日

(敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外)

第五十一条の二

第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第二項第一号の規定により認定した建築物又は第二号の規定により許可した建築物については、適用しない。

現行

(仮設建築物等に対する適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、特定行政庁が法第八十五条第六項及び第七項の規定により許可した仮設建築物並びに法第八十七条の三第六項及び第七項の規定により許可した建築物については、適用しない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日千葉県条例第三十九号
施行 昭和三十七年 一月 一日

(仮設建築物に対する適用除外)

第四十八条 この条例の規定は、法第八十五条第四項に規定する仮設建築物について特定行政庁がその建築を許可する場合には、適用しない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日千葉県条例第十五号
施行 昭和四十六年 四月 一日

(仮設建築物に対する適用除外)

第五十二条 ←★ 第四十八条

⑯ 改正 平成 十七年 十月二十五日千葉県条例第九十七号
施行 同日

(仮設建築物に対する適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、法第八十五条第五項に規定する仮設建築物について特定行政庁がその建築を許可する場合には、適用しない。

⑳ 改正 平成三十年 十月十九日千葉県条例第五十三号
施行 同日

(仮設建築物に対する適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、法第八十五条第五項及び第六項に規定する仮設建築物について特定行政庁がその建築を許可する場合には、適用しない。

㉓ 改正 平成三十年 十月十九日千葉県条例第五十三号
施行 令和元年 六月二十五日

(仮設建築物等に対する適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、特定行政庁が法第八十五条第五項及び第六項の規定により許可した仮設建築物並びに法第八十七条の三第五項及び第六項の規定により許可した建築物については、適用しない。

②⑥ 改正 令和四年 十月二十一日千葉県条例第三十二号
施行 同日

(仮設建築物等に対する適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、特定行政庁が法第八十五条第六項及び第七項の規定により許可した仮設建築物並びに法第八十七条の三第六項及び第七項の規定により許可した建築物については、適用しない。

現行

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第五十二条の二 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第五条、第七条、第八条、第十四条、第十六条第一項第二号、第二項及び第三項、第二十三条、第二十五条、第二十七条第三号、第四十条第一項、第四十三条第一項、第四十四条、第五十条の三(第一項第二号及び第三号を除く。)並びに第五十条の四第二項及び第三項の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

制定

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第五十二条の二 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けた建築物に対する第五条、第七条、第八条、第十四条、第十六条第一項第二号、第二項及び第三項、第二十三条、第二十五条、第二十七条第三号、第四十条第一項、第四十三条第一項、第四十四条、第五十条の三(第一項第二号及び第三号を除く。)並びに第五十条の四第二項及び第三項の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

⑯ 改正 平成 十七年 十月二十五日千葉県条例第九十七号

施行 同日

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第五十二条の二 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第五条、第七条、第八条、第十四条、第十六条第一項第二号、第二項及び第三項、第二十三条、第二十五条、第二十七条第三号、第四十条第一項、第四十三条第一項、第四十四条、第五十条の三(第一項第二号及び第三号を除く。)並びに第五十条の四第二項及び第三項の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

現行

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外)

第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第二百二十九条第一項の規定により、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、**第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二条、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しない。**

制定

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外)

第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第二百二十九条の二第一項の規定により、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、**第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二条、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しない。**

⑳ 改正 平成二十八年 六月二十八日千葉県条例第四十七号

施行 同日

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外)

第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第二百二十九条第一項の規定により、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、**第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二条、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しない。**

現行

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十二條の二第三項、第二十五条（主要出入口の幅員に係る部分に限る。）、第二十六条、第二十七条第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。

制定

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十二條の二第二項、第二十五条（主要出入口の幅員に係る部分に限る。）、第二十六条、第二十七条第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。

⑳ 改正 平成 二十八年 六月二十八日千葉県条例第四十七号

施行 同日

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十二條の二第二項、第二十五条（主要出入口の幅員に係る部分に限る。）、第二十六条、第二十七条第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。

㉑ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号

施行 令和六年 四月 一日

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外)

第五十二条の四 建築物で、政令第百二十九条の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六

条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十二條の二第三項、第二十五条（主要出入口の幅員に係る部分に限る。）、第二十六條の二十七条第一号及び第二号並びに第三十七條の規定は、適用しない。

現行

(手数料)

第五十二条の五 第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二条ただし書、第十四条第三項、第二十二條の三、第二十三條第三項、第三十九條第三項第二号、第四十條第一項第二号、第四十二條第三項、第四十四條第三項、第五十條の三第一項ただし書若しくは第五十一條第五項の規定による認定又は第五十條の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

制定

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号

施行 平成 十六年 四月 一日

(手数料)

第五十二条の五 第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二条ただし書、第十四条第三項、第二十二條の三、第二十三條第三項、第三十九條第三項第二号、第四十條第一項第二号、第四十二條第三項、第四十四條第三項、第五十條の三第一項ただし書若しくは第五十一條第二項の規定による認定又は第五十條の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

⑯ 改正 平成 十七年 十月二十五日千葉県条例第九十七号

施行 同日

(手数料)

第五十二条の五 第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二条ただし書、第十四条第三項、第二十二條の三、第二十三條第三項、第三十九條第三項第二号、第四十條第一項第二号、第四十二條第三項、第四十四條第三項、第五十條の三第一項ただし書若しくは第五十一條第四項の規定による認定又は第五十條の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

⑰ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号

施行 令和六年 四月 一日

(手数料)

第五十二条の五 第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二条ただし書、第十四条第三項、第二十二條の三、第二十三條第三項、第三十九條第三項第二号、第四十條第一項第二号、第四十二條第三項、第四十四條第三項、第五

十条の三第一項ただし書若しくは第五十一条第五項の規定による認定又は第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第六章 罰 則

現 行

(罰則)

第五十三条 第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七条から第十八条の四まで、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十二條の第二項若しくは第三項、第二十三條第一項若しくは第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條第一項、第三十六條から第三十八條まで、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十條第一項、第四十條の二、第四十一條、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十五條、第四十六條、第四十七條から第五十條まで、第五十條の三第一項又は第五十條の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

(罰則)

第四十九条

第四条から第四十六条までの規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日 千葉県条例第十五号

昭和四十六年 四月 一日

(罰則)

第五十三条

第六条、第九条、第十一条から第二十条まで、第二十二條から第四十条まで及び第四十二條から第五十條までの規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工

者)は、五万円以下の罰金に処する。

2 ← ★

⑥ 改正 昭和四十七年 十月二十日千葉県条例第四十三号

施行 同日

(罰則)

第五十三条

第四条、第六条、第九条、第十一条から第二十条まで、第二十二條から第四十条まで及び第四十二條から第五十条までの規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施行者)は、五万円以下の罰金に処する。

2 ← ★

⑦ 改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号

施行 昭和五十三年 四月 一日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条、第二十条、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十一条から第四十六条まで並びに第四十七条から第五十条までの規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施行者)は、十万円以下の罰金に処する。

2 ← ★

⑨ 改正 平成 三年 三月 七日千葉県条例第二十一号

施行 平成 三年 七月 一日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条、第二十条、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條第一項及び第二項、第四十条第一項、第四十条の二から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項並びに第五十条の四第一項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を

施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、十万円以下の罰金に処する。

2
←★

⑩ 改正 平成 五年 七月十六日千葉県条例第二十八号
施行 平成 六年 一月 一日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)から第三項まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條第一項及び第二項、第二十二條の二、第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條第一項及び第二項、第四十條第一項、第四十條の二から第四十六條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十條の三第一項並びに第五十條の四第一項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施行者)は、二十万円以下の罰金に処する。

2
←★

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日千葉県条例第二十五号
施行 平成 七年 七月 一日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)から第三項まで、第十七条から第十八條の四まで、第二十二條第一項及び第二項、第二十二條の二、第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條第一項及び第二項、第四十條第一項、第四十條の二から第四十六條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十條の三第一項並びに第五十條の四第一項及び第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施行者)は、二十万円以下の罰金に処する。

2
←★

⑮ 改正 平成 十五年 十月十七日千葉県条例第六十一号
施行 平成 十六年 四月 一日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七条から第十八条の四まで、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十三条の二、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2

←★

⑯ 改正 平成 十七年 十月二十五日千葉県条例第九十七号

施行 同日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七条から第十八条の四まで、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十三条の二、第二十三条第一項若しくは第二項、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2

←★

⑯ 改正 平成 十七年 十月二十五日千葉県条例第九十七号

施行 平成 十八年 四月 一日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七条から第十八条の四まで、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十三条の二、第二十

三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2

←★

⑳ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号

施行 同日

(罰則)

第五十三条 第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七条から第十八条の四まで、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十条の二、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2

←★

㉑ 改正 令和六年 三月二十二日千葉県条例第二十四号

施行 令和六年 四月 一日

(罰則)

第五十三条

第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七条から第十八条の四まで、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条から

2
←★ 第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

現行

第五十四条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

★ 制定 昭和三十六年十一月 十日 千葉県条例第三十九号

施行 昭和三十七年 一月 一日

第五十条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

④ 改正 昭和四十六年 三月十五日 千葉県条例第十五号

昭和四十六年 四月 一日

第五十四条

← ★ 第五十条

(附 則)

★ 昭和三十六年十一月十日千葉県条例第三十九号
建築基準法施行条例

附 則

この条例は、昭和三十七年一月一日から施行する。

① 改正 昭和三十九年八月一日千葉県条例第四十九号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

② 改正 昭和四十二年八月一日千葉県条例第二十七号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

③ 改正 昭和四十四年七月十日千葉県条例第四十一号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

④ 改正 昭和四十六年三月十五日千葉県条例第十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

⑤ 改正 昭和四十六年七月二十一日千葉県条例第四十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑥ 改正 昭和四十七年十月二十日千葉県条例第四十三号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑦ 改正 昭和五十二年十月二十日千葉県条例第四十一号
建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

⑧ 改正 昭和六十二年十二月二十一日千葉県条例第三十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑨ 改正 平成三年三月七日千葉県条例第二十一号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、目次中「・第四十三条」を「―第四十三条の二」に改める改正規定、第四十二条及び第四十三条の改定規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定並びに第四十四条及び第四十五条の改定規定は、公布の日から施行する。

⑩ 改正 平成五年七月十六日千葉県条例第二十八号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第二条に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

⑪ 改正 平成七年三月十日千葉県条例第二十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により行う用途地域に関

する都市計画の決定に係る同法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日までの間は、改正前の建築基準法施行条例別表の規定は、なおその効力を有する。

⑫ 改正 平成十二年三月二十四日千葉県条例第三十九号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

⑬ 改正 平成十二年七月十四日千葉県条例第四十九号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑭ 改正 平成十二年十二月八日千葉県条例第七十五号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑮ 改正 平成十五年十月十七日千葉県条例第六十一号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則〔抄〕

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

3 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例の一部改正）

4 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

（略）

⑯ 改正 平成十七年十月二十五日千葉県条例第九十七号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例（第五十三条第一項の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
 - 3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第六十号上欄ラ及び第六十号の二上欄へ中「第五十一条第二項」を「第五十一条第四項」に改める。

⑰ 改正 平成十九年三月十六日千葉県条例第二十八号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

⑱ 改正 平成二十七年七月十日千葉県条例第五十一号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、平成二十七年八月一日から施行する。

⑲ 改正 平成二十八年三月二十五日千葉県条例第二十四号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、平成二十八年五月一日から施行する。

⑳ 改正 平成二十八年三月二十五日千葉県条例第二十八号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

㉑ 改正 平成二十八年六月二十八日千葉県条例第四十七号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑳ 改正 平成三十年三月二十三日千葉県条例第五号
千葉県立都市公園条例等の一部を改正する条例
附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

㉑ 改正 平成三十年十月十九日千葉県条例第五十三号
建築基準法施行条例等の一部を改正する条例
附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から（略）施行する。

※第一条の規定：法四十三条及び第八十五条関係

㉒ 改正 令和元年十月十八日千葉県条例第十二号
建築基準法施行条例の一部を改正する条例
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

㉓ 改正 令和二年十月二十日千葉県条例第四十二号
建築基準法施行条例の一部を改正する条例
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

㉔ 改正 令和四年十月二十一日千葉県条例第三十二号
建築基準法施行条例の一部を改正する条例
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

㉕ 改正 令和六年三月二十二日千葉県条例第二十四号
建築基準法施行条例等の一部を改正する条例
附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

㉖ 改正 令和六年十二月二十四日千葉県条例第四十六号
建築基準法施行条例の一部を改正する条例
附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

制定

⑦

改正 昭和五十二年 十月二十日千葉県条例第四十一号
施行 昭和五十三年 四月 一日

別表（第四十六条の二）

用途地域	対象区域			法別表第三(に)欄の号
	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	
第一種住居専用地域	容積率が十分の五、十分の六又は十分の八である区域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の二十である区域	(一)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の二十である区域	(二)
第二種住居専用地域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の三十である区域	(一)
	容積率が十分の二十である区域（第一種高度地区であるものを除く。）	容積率が十分の二十である区域（第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。）	容積率が十分の三十又は十分の四十である区域	(二)
住居地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域（第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。）	容積率が十分の三十又は十分の四十である区域	(一)
	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの		(二)
近隣商業地域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域		(一)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域		(二)
進工業地域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域		(一)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域		(二)

備考

一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。

二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さ）をいう。以下同じ。）が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

⑧ 改正 昭和六十二年十二月二十一日千葉県条例第三十五号
施行 同日

別表（第四十六条の二）

用途地域	対象区域			法別表第四(に)欄の号
	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	
第一種住居専用地域	容積率が十分の五、十分の六又は十分の八である区域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の二十である区域	(一)
	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の三十である区域	(二)
	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の三十である区域	(三)
第二種住居専用地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。)	(一)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の三十又は十分の四十である区域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	(二)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの	(三)
近隣商業地域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	(一)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	(二)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	(三)
準工業地域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	(一)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	(二)
	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	(三)

備考

一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。

二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さ）をいう。以下同じ。）が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

⑪ 改正 平成 七年 三月 十日千葉県条例第二十五号
 施行 平成 七年 七月 一日

別表(第四十六条の二)

用途地域	対象区域	法別表第四(に)欄の号
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	容積率が十分の五、十分の六又は十分の八である区域	(一)
	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	(二)
	容積率が十分の二十である区域	(三)
	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	(一)
	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	(二)
	容積率が十分の三十である区域	(三)
	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	(一)
	容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。)	(二)
	容積率が十分の三十である区域	(三)
	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	容積率が十分の三十又は十分の四十である区域
近隣商業地域及び準工業地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	(一)
	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの	(二)

備考

一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。

二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さ)をいう。以下同じ。)が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

別表（第四十六条の二）

用途地域	対象区域	平均地盤面からの高さ	法別表第四(に)欄の号	(い)																
				(ろ)																
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	容積率が十分の五、十分の六又は十分の八である区域		(一)																	
	容積率が十分の十又は十分の十五である区域		(二)																	
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	容積率が十分の二十である区域		(一)																	
	容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区であるものを除く。)		(二)																	
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	容積率が十分の二十である区域		(三)																	
	容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。)		(二)																	
近隣商業地域又は準工業地域	容積率が十分の二十である区域	四メートル	(一)																	
	容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区であるもの)	四メートル	(二)																	
備考	容積率が十分の二十である区域	四メートル	(二)																	
	容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区であるもの)	四メートル	(一)																	

備考

一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。

二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さ)をいう。以下同じ。)が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

